

周防大島町告示第44号

平成17年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成17年12月2日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成17年12月9日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君

土手 正喜君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

田村 三郎君

平村 真成君

松井 岑雄君

広田 清晴君

富田 安英君

中本 博明君

田中隆太郎君

尾元 武君

新山 玄雄君

伊東 梅芳君

平野 和生君

浜戸 信充君

神岡 光人君

伊藤 秀行君

魚谷 洋一君

黒田 壇豊君

魚原 満晴君

木村 潔君

平川 敏郎君

小田 貞利君

久保 雅己君

12月19日に応招した議員

12月20日に応招した議員

応招しなかった議員

武政 輝夫君

平成17年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成17年12月9日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成17年12月9日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第7 議案第2号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第3号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第4号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第10 議案第5号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第6号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第7号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第8号 平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第9号 周防大島町総合計画の基本構想を定めることについて
- 日程第15 議案第10号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第16 議案第11号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第17 議案第12号 字の区域の変更について
- 日程第18 議案第13号 周防大島町旧焼却施設解体工事の請負契約の締結について
- 日程第19 議案第14号 柳井地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び規約

の変更について

- 日程第20 議案第15号 市町村の廃置分合に伴う山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第21 議案第16号 市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第22 議案第17号 山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第23 議案第18号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第24 議案第19号 山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第25 議案第20号 山口県市町村職員退職手当組合の財産処分について
- 日程第26 議案第21号 山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第27 議案第22号 山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第7 議案第2号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第3号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第4号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第10 議案第5号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第6号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

について

- 日程第12 議案第7号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第8号 平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第9号 周防大島町総合計画の基本構想を定めることについて
- 日程第15 議案第10号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第16 議案第11号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第17 議案第12号 字の区域の変更について
- 日程第18 議案第13号 周防大島町旧焼却施設解体工事の請負契約の締結について
- 日程第19 議案第14号 柳井地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第20 議案第15号 市町村の廃置分合に伴う山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第21 議案第16号 市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第22 議案第17号 山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第23 議案第18号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第24 議案第19号 山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第25 議案第20号 山口県市町村職員退職手当組合の財産処分について
- 日程第26 議案第21号 山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第27 議案第22号 山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分について

出席議員(25名)

- |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 安本 貞敏君 | 2番 | 伊東 梅芳君 |
| 3番 | 土手 正喜君 | 4番 | 平野 和生君 |
| 5番 | 荒川 政義君 | 6番 | 浜戸 信充君 |
| 7番 | 杉山 藤雄君 | 8番 | 神岡 光人君 |

9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君
22番 田中隆太郎君	23番 小田 貞利君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員（1名）

11番 武政 輝夫君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君	議事課長 木元 真琴君
書記 河井 敏博君	書記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	中本 富夫君	助役 .....	椎木 巧君
収入役 .....	吉村 正晴君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	川田 昌満君	総務部長 .....	村田 雅典君
総務課長 .....	吉田 芳春君	総合政策課長 .....	坂本 薫君
財政課長 .....	奈良元正昭君	健康福祉部長 .....	馬野 正文君
産業建設部長 .....	岡村 春雄君	環境生活部長 .....	村田 章文君
久賀総合支所長 .....	野口 菊義君	大島総合支所長 .....	山本 治君
東和総合支所長 .....	田村 博君	橘総合支所長 .....	中河 美昭君
教育次長 .....	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
税務課長 .....	橋本 澄夫君	契約監理課長 .....	平田 好男君
下水道課長 .....	嶋元 則昭君	公営企業局総務課長 ...	藤田 隆宏君

午前 9 時 30 分開会

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日はお忙しい中を御出席くださいますありがとうございます。

ただいまから平成 17 年第 4 回周防大島町議会定例会を開会いたします。

武政議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

#### 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、20 番、中本博明議員、22 番、田中隆太郎議員を指名いたします。

#### 日程第 2 . 会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 12 月 5 日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 12 月 20 日までの 12 日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 12 月 20 日までの 12 日間とすることに決しました。

#### 日程第 3 . 諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本年、9 月議会以後の諸般について御報告いたします。

まず、本議会に提出されました文書等については、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（9 月・10 月・11 月実施分）及び定期監査（10 月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

請願、陳情・要望等については、陳情 1 件、要望 1 件の計 2 件が提出されまして、さきの議会運営委員会において取り扱いについて協議をいただきました。

陳情・要望第 9 号（商工会助成についての要望）と、陳情・要望第 10 号（WTO・FTA に関する陳情）のいずれも議員配布とすることと決し、お手元に配布いたしておりますので、御高

覧いただきたいと思ひます。

系統議長会関係では、11月9日、山口市において山口県町村議会議長会定例会及び山口県離島振興町村議会議長会臨時会が開催されました。

町村議長会定例会では、副会長の欠員にともなう補欠選任で平生町議会議長が選任されました。

また、6月定例会の諸般の報告で既に御案内いたしております山口県市長会、町村会、そして町村議会議長会の事務局統合に関しましての協定の締結について、統合の期日は、平成18年4月1日、名称は、山口県市町村総合事務所、事務所は現在地である自治会館を活用するというこゝで、全会一致で可決をいたしたところでありまゝす。その他16年度決算の承認、18年度事業計画等についての協議決定がなされました。

また離島議長会臨時会では、現在、県下では4町の組織体制となっており、これの存続についてさらに協議を重ねていくことといたしました。

続きまして、11月24日、25日と全国の町村議会議長が一同に会する、全国研修大会が東京「NHKホール」において開催され出席をいたしました。

本大会では、地方分権改革の柱である「三位一体改革」において、政府は我々の「地方の改革案」を最大限尊重し、誠意をもって地方六団体との協議を進め、地方財政の自立につながる真の地方分権を実現するよう、特別決議を全会一致で採択し、実現を強く要請することといたしました。

またあわせ、地方議会の充実強化に関する特別決議も採択し、大会を終えました。

引き続き翌25日には、全国離島振興大会が『ルポール麹町』にて開催され、ここでは政府・国会は離島を取り巻く特殊事情を直視し、それぞれの離島の特性に応じた離島振興の諸施策を強力かつ着実に展開すべきである。我々離島市町村議会人もまた、個性豊かで活力ある島づくりの実現を目指し決意を新たに、さらにすることを誓い合ったところでありまゝす。おのこの決議文等については、お手元にその写しを配布いたしておりますので御高覧下さい。

次に、柳井地区広域市町村議会議長会の臨時総会が11月11日柳井市にて開催され、18年度の事業計画について協議が行なわれました。第7回目となります議員研修会は来年7月の実施予定を取り決め、研修の内容につきましては、当会事務局に一任といたしました。

続いて、町人会等関係では、9月25日の近畿東和会へ小田貞利議員が、10月16日の東京東和会へは、私、新山玄雄が、11月13日の近畿大島会へ黒田壇豊議員が、そして11月29日の東京大島郡人会へは、(尾元武、田村三郎、木村潔、伊藤秀行、久保雅己、安本貞敏、新山玄雄)の7名の議員が出席をいたしまして、それぞれの会におきまして、会員との情報交換を通して、さらなる親睦を深め合い、ふるさと大島のますますの発展を誓い合っただけであります。それぞれの語らいの中でふるさとに対する熱い思いをお聞きし、島を守る我々の責任の重大

さを改めて痛感させられたところであります。

最後になりましたが、総務常任委員会、民生常任委員会より、さきに実施いたしました行政視察研修の報告書が提出されております。その写しをお手元に配布いたしておりますので、御高覧下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第４．行政報告並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第４、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成１７年第４回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折、早朝から御参集を賜りまことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日提案をしております議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本定例会に提案しております案件は、諮問に関するもの１件、補正予算に関するもの８件など合計２３件であります。

諮問第１号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。明年３月３１日をもって任期満了となる人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

議案第１号は、平成１７年度周防大島町一般会計補正予算（第６号）についてであります。既定の歳入歳出予算からそれぞれ１億６，４０２万６，０００円を減額し、歳入歳出総額それぞれ１億７，１３９万９，０００円とするものであります。

議案第２号は、平成１７年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ１億９，４４５万２，０００円を追加し、歳入歳出総額それぞれ３億２，３５１万１，０００円とするものであります。

議案第３号は、平成１７年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ１，６０２万５，０００円を追加し、歳入歳出総額それぞれ２億６，１５３万９，０００円とするものであります。

議案第４号は、平成１７年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ６０８万５，０００円を追加し、歳入歳出総額それぞれ９億９，３１９万３，０００円とするものであります。

議案第５号は、平成１７年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ７２１万５，０００円を追加し、歳入歳出総額それぞれ



5億1,992万6,000円とするものであります。

議案第6号は、平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。既定の歳入歳出予算からそれぞれ6,673万4,000円を減額し、歳入歳出総額それぞれ14億8,032万4,000円とするものであります。

議案第7号は、平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ48万2,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ8,239万1,000円とするものであります。

議案第8号は、平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)についてであります。収益的収入予算については、既決予定額から499万円減額し、総額を42億8,161万8,000円、支出は601万2,000円を追加し、総額を42億545万2,000円とし、資本的収入予算については、既決予定額から5億160万円減額し、総額を171億1,929万円、支出は2億4,582万9,000円減額し、総額を178億2,684万2,000円とするものであります。

議案第9号は、周防大島町総合計画の基本構想を定めることについてであります。周防大島町総合計画は、長い歴史と地域固有の文化、そして豊かな自然を継承し、高齢者の住みやすさでは国内先進地として共に歩んできた久賀町、大島町、東和町と橘町が昨年10月に合併して生まれた新町が、合併を機に行財政基盤を強化し、地域の資源と環境を活かした魅力のある町づくりと、社会基盤整備と行政サービスにおける地域全体の一体性の向上を図り、住む人の心が豊かになるような環境づくりに主眼をおいたまちづくりを目指した新町建設計画のまちづくりの将来像を基本といたしまして、住民一人ひとりがきらめく住民主役の町となることを視点に、平成27年度を目標年度とする周防大島町最初の総合計画を策定したものであります。

総合計画の策定に当たりましては、合併時に行なったアンケート調査や今年の8月から9月にかけて行なった基本構想・前期基本計画試案に対するパブリックコメント、さらには、各種団体長とのインタビューなど、住民との協働を基本として作成した原案をもとに、周防大島町総合計画策定審議会において、5回にわたり幅広い観点から慎重な御審議を賜り、去る11月21日に「おおむね適切である」との答申を受け、今期定例会に「基本構想」を上程したところでございます。

基本構想では、本町が目指す将来像として、「元気にここに安心して21世紀にはばたく先進の島」を掲げ、自主自立の住民本位のまちづくりに取り組むこととしております。

このため、従来の「あれもこれも」から「あれかこれか」の選択と集中により重点的な分野に限られた財源の効果的な投入を図ることが特に重要となることから、7項目の行財政改革による真に持続可能な行財政基盤の確立をまちづくりの重点施策として掲げ、将来像の確実な実現を図

るものであり、この構想について議会の議決をお願いするものでございます。

議案第10号は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてであります。事業内容に事業名称変更と事業の追加をし、計画変更をしようとするものであります。

議案第11号と議案第12号は、山口県が道路改良事業のために大字西安下圧地先に埋め立てた土地の、あらたに生じた土地の確認と字の区域の変更について、議会の議決をお願いするものであります。

議案第13号は、周防大島町旧焼却施設解体工事の請負契約の締結についてであります。指名競争入札の結果、大阪市中央区北浜の栗田工業株式会社大阪支社が落札いたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第14号から議案第22号までは、市町村合併に伴います一部事務組合の規約変更等に関するものであります。

議案第14号は、柳井地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、議案第15号は、市町村の廃置分合に伴う山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第16号は、市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第17号は、山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第18号は、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第19号は、山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第20号は、山口県市町村職員退職手当組合の財産処分について、議案第21号は、山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第22号は、山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分についてであります。

この際、行政報告を申し上げます。

まず、東和片添地区にあります地方職員共済組合大島保養所「東和荘」の営業終了についてであります。この施設は、昭和49年に地方職員共済組合山口県支部の施設としてオープンしたところではありますが、近年二、三千万円の赤字状態が続き、施設の運営継続が困難な状態にあり、県の組合運営審議会で検討された結果を踏まえ、明年1月末を持って営業終了するという通知がありました。

東和荘は、町内有数のリゾート地区片添にあり、本町といたしましては大変残念な結果であります。いたし方ないものと判断した次第であります。

次に、日米両国政府間で合意された在日米軍基地再編の「中間報告」における岩国基地再編案について、去る11月24日付けで北原防衛施設庁長官に対し、二井山口県知事、井原岩国市長、楨本由宇町長の連名で、疑問点や懸念事項等について照会文を送付し、速やかに回答されるよう

要請したところであります。

先日の岩国市議会 1 2 月定例会において、井原市長は、騒音被害や危険のたらい回しに過ぎず基地機能の増強は容認できない、来年 3 月の最終報告に向け岩国移転案が撤回されるよう最大限の努力をすると強調されております。

地元自治体への事前協議がないままに決定された中間報告に対して、周辺の町であり飛行ルートにある本町も、基地機能の強化、NLPの実施により、多大な影響を受けることが懸念されており、本町議会 6 月定例会においても、議員から提出された「米軍厚木基地機能の岩国移転に反対する決議」が可決されておりますので、私といたしましても同じスタンスを持って臨んでいきたいと思っております。

次に、平成 1 7 年度当初予算において御議決をいただいております防災行政無線設置工事であります。年度当初から、事業のうち各家庭に設置予定である戸別受信機の整備については、防衛施設庁の補助を受けるため協議を重ねてきたところであります。その中で、現在のアナログ方式からデジタル方式に変更するのであれば、親機の更新、屋外子局も含め補助事業としての採択が可能であるという指導を受け、デジタル方式での補助採択に向けて、諸準備、協議を重ねてまいりました。

このほど、広島防衛施設局から 1 8 年度予算として採択されることを前提に作業を進めており、現在のところ採択に向けての大きな支障はないとの回答を得ました。

この事業につきましては、当初、合併特例債や合併支援特別交付金等を予定しておりましたが、防衛施設庁の補助は 7 5 % の高率補助であります。

このようなことから、大変厳しい財政状況下でもあり、防災行政無線整備事業は補助を受けて推進してまいりたいと考えております。

これに伴い、一部の委託料を除き、今年度当初予算で御議決いただいた予算については、3 月議会において減額補正をさせていただき、平成 1 8 年度に改めて予算計上をしたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、工期的には当初予定していた最終年度が 1 年繰り下がることとなりますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、現在、各課等において鋭意平成 1 8 年度当初予算編成に取り組んでいるところでありますが、地方財政を取り巻く現状について、御報告を申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

国におきましては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 5」を踏まえ、地方財政計画の歳出規模と地方交付税総額を引き続き抑制しようとしております。

また、三位一体の改革につきましても、平成 1 8 年度までの 4 兆円の国庫補助負担金の削減、3 兆円の税源移譲という目標数値は達成することで政府・与党との基本合意は得られたものの、

税源は移譲されても実質的な基準や規制は国の関与が残された事例もあり、地方の自由度を高め地方分権を推進するとの理念からはほど遠い結果となっております。

さらに、税源移譲の方法及び地方交付税改革について、いまだ不透明な点も残されております。

とりわけ、本町のように人口が少なく、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税等に財源の多くを依存している、財政基盤の脆弱な地方公共団体にとりましては、補助金の削減に見合った税源の移譲もしくは交付税措置がなされなければ、大幅な財源不足が懸念され、予算編成に大きく影響をいたします。

加えて、本年10月に実施されました国勢調査により、本町の人口は相当数減少するものと見込まれております。平成17年度における単位費用等で試算をいたしますと、人口一人当たりの普通交付税措置額は約18万円程度と見込まれます。したがって、仮に人口が千人減少すれば、普通交付税は約1億8,000万円の減額となるわけであります。

一方で、地方分権の推進と三位一体の改革による財源移譲に伴い、地方の自由度は高まるものもあり、その責任はますます増大をしているところであります。改革が推進されれば、痛みが伴う覚悟も必要となってまいります。さらに合併に伴う住民の皆様の町勢振興、住民サービス向上等に対する期待感は、非常に大きなものがあると痛感いたしております。

このように、本町を取り巻く行財政環境は非常に厳しい状況の中で、平成18年度予算の編成を行なっているわけでありますが、職員には本定例会に御提案しております「ひと・まち きらり 周防大島町総合計画」に基づく事業を推進する一方で、周防大島町行政改革大綱の着実な実施により足腰の強い財政基盤を確立し、合併2年目を迎える平成18年度こそが新生「周防大島町の礎」を構築すべき年ととらえた予算を編成するよう指示をしたところであります。

いずれにいたしましても、「入るを計り、出るを制する」ことが予算編成、財政運営の基本であります。今後とも、国・県等の動向を的確に把握しながら、予算編成に当たる所存でありますので、議員各位の御理解を賜りたいと存じます。

次に、周防大島町行政改革大綱でございますが、行政サービス全般にわたる抜本的な見直しを行い、簡素で合理的な行政運営の仕組みをつくるため、「自主自立の周防大島町まちづくりを支える行財政基盤の確立」、「住民との協働による新たな行政サービス提供体制の確立」、「成果型重視の行政経営の推進」の3つの基本方針を柱とし、その下に財政健全化計画の策定、行政評価システムの導入など13項目の具体的方策を盛り込んだ原案をもとに、周防大島町行政改革推進委員会において、3回にわたり幅広い観点から慎重な御協議をいただき、去る12月2日に「適当と認める」との答申を受けましたので、大綱等を議員各位にお配りすべく現在作成中であります。

本議会最終日にはお渡しできると存じますので、御高覧いただくようお願いし報告とさせていただきます。

たきます。

この大綱を基本にして、本町の行政改革を推進していきたいと存じますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、風力発電事業について、業者から中間報告を受けましたので御報告申し上げます。

今年4月から頂海山山頂周辺において、風力発電に係る風況調査を実施しておりますが、これまでの収集データから平均風速5.8メートルが確認され、事業化の目安である平均風速の条件がクリアされている状況であるとのことであります。また、中国電力からも風力発電に関する連係可能な回答を得ていることから、次の事業化に向けたステップとして、風力発電建設に伴う予定地周辺の環境影響調査に着手し、この調査の動向を踏まえながら、これから公表される中国電力の平成18年度風力発電連係申し込み受付要領にしたがって申請を行うとともに、建設に必要な諸手続や条件整備などを進めたいとのことであります。なお、施設の完成までに要する日数は、関係者説明などに着手して試運転までに約22カ月を要するとのことであります。

最後に公営企業局の状況について、御報告申し上げます。

去る10月に東和病院泌尿器科の越戸医師が急逝されました。慎んで哀悼の誠をささげるものであります。さて、後任の医師派遣を大学当局に依頼しておりますが、後任の派遣は難しく、かといって診療の空白期間をおくことは患者に迷惑をおかけすることになるため、急遽、橋病院泌尿器科の沼医師に透析業務並びに水曜、金曜日の外来診療を担当していただいております。

次に、介護老人保健施設のさざなみ苑増築工事についてであります。先般入札を行ないまして東安下庄の神田建設株式会社が落札いたしました。平成18年7月の完成を目指して現在建築中であります。

次に、大島病院の新築移転については、9月議会において御説明したところですが、所有者の方と協議していく段階で、土地造成等に支障が生じ借用を見送りすることといたしました。

その後の動きといたしまして、現在、近隣の土地を交渉中でございますので、相手方の関係方面の調整がつき次第、再度御報告いたしたいと思っております。

以上、概要につきまして御説明いたしました。詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で行政報告並びに議案の説明を終わります。

#### 日程第5・諮問第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明をいたしますが、本案は、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

平成18年3月31日をもって任期満了となります、現委員の竹本三千之氏は、昭和36年3月山口大学教育学部第1中等科を卒業後、山口県立聾学校、本郷中学校、柳井中学校、東和中学校、久賀中学校の教員、その後田布施養護学校教頭、長穂小学校、大島中学校校長の要職を歴任をされ、長年にわたり生徒への熱心な指導に当たってこられ、平成11年3月をもって定年退職をされました。この間、光市教育委員会では、同和教育課長を務められ、人権問題にも幅広く精通しておられます。また、平成15年9月からは1年間、久賀町教育委員会教育長を歴任しておられます。

このように、教育現場での経験の豊かさと厚い人望は人権擁護委員として適任者であると考え、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、議会の御意見を賜りたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、竹本三千之さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は竹本三千之さんを適任とすることに決定しました。

#### 日程第6．議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について補足説明を行います。

今回の補正は、補正予算議案書1ページのとおり第1条において、既定の歳入歳出予算の総額から1億6,402万6,000円を減額し、予算の総額を171億5,139万9,000円とするとともに、第2条におきまして、第2表のとおり地方債の変更を行うものであります。

それでは、事項別明細書により御説明をいたしますけれども、事項別明細書は一般会計と特別会計で別冊となっております。事項別明細書下に（第6号）というふうな記載がしてございます、

この事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計の事項別明細書3ページをお開き願います。

まず、歳入でありますけれども、1款町税は1項町民税の個人住民税におきまして、所得の減少等により1,136万5,000円を減額するとともに、2項固定資産税において新築家屋の増等により769万6,000円を増額しております。

11款分担金及び負担金2項負担金では、養護老人ホーム入所者の所得増に伴い、老人保護措置費負担金を411万8,000円、保育所入所者の増による保育所負担金1,789万3,000円を増額いたしました。

4ページでございます。12款使用料及び手数料は、ごみ搬入量の増加に伴い、ごみ処理手数料100万円の増額計上であります。

13款国庫支出金1項国庫負担金は、1目民生費国庫負担金2,081万3,000円の追加計上ではありますが、私立保育所運営費負担金及び老人福祉費負担金の過年度精算金の追加が主なものであります。

また、3目災害復旧費国庫負担金は、7月豪雨及び台風14号による公共土木施設及び漁港施設災害復旧にかかわる災害復旧費国庫負担金の調整並びに過年度分の漁港施設災害復旧費負担金の精算見込みによる追加であります。

5ページの2項国庫補助金は、合併市町村補助金及び消防防災設備等補助金を減額するとともに、交付決定により循環型社会形成推進交付金を2億5,524万5,000円追加するものであります。

14款県支出金1項県負担金は、国庫負担金と同様に私立保育所運営費負担金及び老人福祉費負担金の過年度精算金の追加が主なものであります。

6ページになります。2項県補助金では、1目総務費県補助金は、広域市町村合併支援特別交付金を2,365万4,000円減額しておりますが、消防防災設備等の入札減及び一般廃棄物処理施設建設事業等の財源調整によるものであります。

2目の民生費県補助金は、福祉医療費の増に伴う増額補正であります。

4目農林水産業費県補助金のうち1節農業費補助金は、3,523万円の減額であります。中山間地域直接支払交付金の対象地域の減少による減額、競争力強化生産総合対策事業補助金のハード事業であります改植が不採択となったことによる2,300万円の減額、農業委員会等補助金が強い農業づくり補助金に変更になったことによる調整が主なものであります。

2節林業費補助金は、竹材利用促進対策補助金の新規計上であります。

3節水産業費補助金は、補助事業の確定見込み及び広域水産物供給基盤整備事業の見直しによる減額補正であります。

7ページの3項県委託金は、国勢調査をはじめとする各統計調査の終了による委託費の調整であります。

17款繰入金は、財政調整基金を8,934万8,000円取り崩しての財源調整であります。なお、取り崩し後の基金残高は5億7,085万7,000円となっております。

19款諸収入4項雑入の主なものは、福祉医療費高額払戻の増額、ごみ収集袋販売代211万円の追加、台風災害に伴う災害共済金168万9,000円の新規計上、東部地方税整理組合の解散に伴う余剰金及び人件費分の財産処分収入、県道拡幅に伴う防災行政無線屋外子局の移転補償費の新規計上が主なものであります。

8ページになります。20款の町債でございますが、それぞれの事業における事業量の確定見込み等による各起債額の調整を行い、総額で3億2,920万円の減額となっております。

続きまして、歳出について主なものを御説明いたしますけれども、各科目におきまして給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整を行っておりますので、それ以外のものについて御説明をいたします。

それでは11ページをお開き願います。1款の議会費は、職員人件費及び議員期末手当の補正であります。

次に、12ページでございますが、2款の総務費1項総務管理費1目一般管理費の行政一般経費では、消耗品500万円の追加補正が主なものでありますが、指定管理者制度に係る条例等の改正に伴う例規集の加除追録の経費の増額であります。

2目文書広報費の情報通信施設管理経費は、県道拡幅に伴い防災行政無線の屋外子局を移転するものであります。

7目支所及び出張所費では、久賀支所経費及び東和支所経費におきまして、総合支所で行う町道等の維持補修工事に係る工事請負費を追加いたしております。

8目電子計算費は、職員に配備いたします情報端末パソコンの入札減による備品購入費の減額であります。

次に、15ページであります。4項の選挙費は、農業委員会委員一般選挙が無投票となりましたので、その経費を減額するものであります。

次に、16ページであります。5項統計調査費は、国勢調査等がほぼ終了いたしまして、調査委託費が確定をいたしましたので、その調整を行うものであります。

17ページからは、3款民生費となります。1項社会福祉費1目社会福祉総務費では、福祉医療事業において対象者の増加により福祉医療費を2,532万9,000円追加いたしました。

18ページになります。2目障害福祉費につきましても対象者の増によりまして、更生医療費を追加しております。



3目老人福祉費の主なものは、老人福祉事業において養護老人ホーム寿楽苑が、夜間介護加算対象施設となる見込みのため、措置費の増額であります。

20ページをお開き願います。2項児童福祉費であります。1目児童福祉総務費では、児童福祉総務一般経費におきまして、保育所運営費国庫負担金等の平成16年度分精算金を291万1,000円計上いたしました。

また、児童福祉事業におきまして、屋代児童クラブが児童数の減により国庫補助対象から県補助対象の児童クラブ充実強化推進事業へ振りかえるものであります。

次に、23ページであります。4目の保育所運営費は、私立保育所運営費委託料の5,463万9,000円の追加計上であります。保育所入所者の増加によるものであります。

24ページの4款衛生費1項保健衛生費は、一般廃棄物処理計画策定業務及び久賀火葬場の電気工作物保安業務の委託契約について、入札減等による減額補正であります。

次に、26ページであります。2項の清掃費では、じん芥処理経費におきまして、来年4月から旧橘地区のごみ分別収集方法を他の3地区と同一とすることとし、これに伴い金属埋め立てごみ等の収集に要するごみ袋及びコンテナの購入経費として、消耗品費に610万3,000円を計上いたしました。じん芥処理施設管理経費では、ごみ量の増加により焼却灰の運搬処分委託料を増額いたしました。

29ページをお願いいたします。5款の農林水産業費1項農業費3目農業振興費であります。特産対策事業は2,577万3,000円の減額補正であります。競争力強化生産総合対策事業のハード事業であります改植が不採択となったことによるものであります。また、中山間地域等直接支払事業は、対象地域が減少したことにより1,652万7,000円を減額するものであります。

31ページをお開き願います。5目農地費で主なものは、県営農業基盤整備事業において、中山間地域総合整備事業ほか、それぞれの事業におきまして、県事業負担金の確定見込みによる調整であります。

32ページであります。2項林業費でありますけれども、森林火災保険の料率変更に伴う減額と竹材利用促進対策補助事業が創設をされ、県の補助金が町を通じて民間団体へ補助されるものであります。今回は竹炭の窯の作成経費を補助するものであります。

33ページ、3項水産業費2目水産業振興費の主なものは、水産振興対策事業では椋野古城地区の巻揚げ施設の整備に係る補助金を121万8,000円計上しております。また、漁礁設置事業では、事業完了による減額補正であります。

34ページの4目漁港建設費では、漁港環境整備事業は事業完了による減額補正であります。広域水産物供給基盤整備事業は、事業見直しによる工事請負費の減額であります。単県農山漁村

整備事業は、県補助の決定により和田漁港の護岸整備を新規計上するものであります。

次に、39ページになります。6款商工費であります。1項の商工費2目商工業振興費のうち、交通対策事業に地域がバス待合所を設置する場合に32万円を限度に補助することとし、1カ所分を新規計上いたしました。竜崎温泉管理運営経費は、町立の3つの入浴施設で統一したタオルを販売することとし、その購入費として消耗品に195万3,000円を計上いたしました。

40ページになりますけれども、平成18年度の改装新規オープンを見据えまして、風呂、プール利用者の区別や料金徴収の簡素化を図るために、新たなレジシステムを導入することとし、これに要するリース料を計上いたしました。グリーンステイながうら管理経費は576万7,000円の追加補正であります。指定管理者制度への移行を踏まえ、施設の修繕経費の追加が主なものであります。

3目観光費の観光一般経費のうち工事請負費は、なぎさ水族館の2階に設置してあります水槽を、売店及び食堂として利用している1階部分に移設をし、幼児等でも安全に観覧できるよう改修するものであります。また、大師堂めぐり歩け歩け大会を平成18年も実施することとし、その準備経費を追加いたしました。

42ページでございます。7款土木費1項土木管理費であります。原石山管理事業において、建設残土を受け入れるための法面の工事請負費を追加計上いたしました。

2項道路橋梁費2目道路新設改良費は、町道上浜線等5路線の整備について、工種の変更等に伴う調整であります。

3項河川費は、久賀仲町地区の排水ポンプ室を国道改良に伴い移設する必要性が生じたので、その測量設計費685万6,000円を計上いたしました。

6項住宅費は、公営住宅一般管理経費におきまして、公営住宅の修繕費を100万円追加計上しております。

44ページの8款消防費1項消防費では、備品購入費を862万7,000円減額しております。消防団員の作業服等の購入についての入札減による減額、消防団員等公務災害補償等共済基金より82万5,000円の補助を受け、各総合支所に投光器を配備する経費の追加であります。

46ページをお開き願います。9款の教育費のうち、2項小学校費及び3項中学校費におきましては、町内各小中学校施設の修繕費の追加計上が主なものであります。

4項社会教育費、5項保健体育費につきましても、人件費の調整のほか東和総合センター及び東和地区学校給食センターの修繕費を計上しております。

52ページをお開き願います。10款の災害復旧費であります。いずれも7月豪雨及び台風14号による災害復旧に係る経費の計上であります。

1 項農林水産業施設災害復旧費 1 目漁港災害復旧費のうち、現年度漁港施設単独災害復旧事業は、西の浜東防波堤ほか 5 カ所、現年度漁港施設補助災害復旧事業は、沖家室防波堤ほか 2 カ所の災害復旧に要する経費を計上いたしました。過年度漁港施設補助災害復旧事業は、工法の変更に伴う精算見込みの増による調整であります。

2 目農業用施設災害復旧費は、山下堰ほか 7 件にかかる単独災害復旧費の計上であります。

3 目災害応急費は、応急復旧費 4 6 件分の計上であります。

5 4 ページをお開き願います。2 項の公共土木施設災害復旧費は、現年度道路橋りょう補助災害復旧事業におきまして、災害査定結果を受けての減額調整であります。

1 2 款諸支出金は、各特別会計への繰出金をそれぞれ調整するものであります。

以上が議案第 1 号平成 1 7 年度周防大島町一般会計補正予算（第 6 号）の概要でございます。何とぞ慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 歳入の方から質疑を行いたいというふうに思います。

先ほど、町長が行政報告や提案理由の説明で報告されましたように、実際的に今の状況が、今回の補正がベースになって新年度予算にかかわってくると、ベースになるというふうに私も認識しております。いう立場からいえば、やっぱり丁寧な答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず 1 点が、歳入から、まず町税からお聞きします。今回普通徴収、特別徴収とも個人の方は個人町税は落ちとります 1, 1 3 6 万 5, 0 0 0 円ということで、基本的な所得の減ということですが、実際的に人数的にはどういう状況なのか、人数を含めて報告を求めておきたいというふうに思います。これが町税関係です。

固定資産税関係も聞いておきたいというふうに思いますが、ひとくくりで、いわゆる新築家屋がふえたということで、固定資産税の増ということですが、一体どのくらいの状況なのか聞いておきたいというふうに思います。これは、当年度当初予算をつくる段階との比較で結構でございます。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと分担金負担金では、今補足説明の中で老人保護措置費負担金、これが基本的には 4 1 1 万 8, 0 0 0 円増ということで、これは入所者の所得の増という報告でありました。実態として聞いておきたいのは、いわゆる保健法の、いわゆる医療、介護保険これが存続改悪される中で、制度改悪との関係で聞いておきたいというふうに思いますが、実際的に純粹に所得の増だけにかかわるものなのかどうなのか、実際、いわゆる制度改悪にかかわる部分はないのかどうなのか、この増の部分、これを聞いておきたいというふうに思います。

また、私立保育所負担金についても子供たち、いわゆる保育所の入所者がふえたという報告で

ありました。これについても、いったいどのくらいふえたのか、当初予算をつくる段階と実際的に担当課の方で、例えば一番料金が変わるのが1歳から3歳と3歳以上ということで変わると思うんで、実際的な人数等報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、国庫補助金関係で聞いておきたいというふうに思います。先ほど消防費国庫補助金について入札減ということであります。御承知のように国庫補助金と、いわゆる一般財源部分との組み合わせですね、一定程度、いわゆる一定の契約、契約高をつくったというふうに思っております。実際的に私も入札のとき議論したんですが、予定価格について、どう何を基準につくったのかがいまだに不明、いわゆる入札予定価格は実際的にいうたら2分の1ぐらいになるということになると、何を単価にやったのが今まで議会人として非常にわからないということであります。再度、説明を求めておきたいというふうに思います。

次に、農林水産事業県補助金について質問します。先ほど補足説明の中では、実際的には例えば中山間地域等直接支払い交付金事業、これは、いわゆる集落数の減という報告でありました。実際的にどのくらいの減なのか、実際的に高齢化に伴いかなり減少することは想像はつくんですが、実際的にどのくらいの減少になっておるのか報告、あわせて各地区ごと、旧町地区ごとでどういう状況なのか調べておれば報告を求めたいというふうに思います。

また、これは歳出にかかわるわけなんですけど、競争力強化生産総合対策事業補助金、これは歳出の方の説明で、これ改植事業が、いわゆるなくなったということなんですけど、改植事業は引き続いてやると思うんですよ。どういう格好で、実際的に行われるのか、改植事業なくなったら大変なんでちょっと聞いておきたいというふうに思います。

また、歳入の方でも歳出にもかかわりますが、農業委員会補助金と担い手総合事業交付金、これが基本的には強い農業づくり交付金ということに変わった、これは数字上もそのように見えるわけなんですけど、実際的に中身についてもっと報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、繰入金について先ほど財調については報告がありました。実際的に当初予算と比較して、実際的に1億 さっき5億7,800万円という報告がありました。実際的にはこの1年間で基金がどのくらい減額になったのか、推定は想像がつきますが1億数千万円減ったんだらうなというのはつきますが、実態としてどのくらい今年度減ったのか財調の報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、個別の部分について聞いておきたいというふうに思います。消耗品費、いわゆる12ページ消耗品費について聞きますが、実際的に500万円ということですが、増額、これはいわゆる例規集の、いわゆる差しかえのための経費ということではありますが、実際的に合併後聞いてみますと、学校現場にこれが、例規集が全然いっていないという報告がありますが、事実かどうか聞いておきたいと、例規集が学校現場に全くいっていないというのがありますが、きちっと聞いて

ておきたいと、かつては、合併前は各学校に少なくとも例規集がありました。それが実際新町になってなくなるとというのが事実かどうなのか聞いておきたいというふうにお聞きします。

次に、敬老会事業について質問しておきます。水準は12万4,000円の、いわゆる減額ということであります。しかし、中身が合併前と合併後と敬老事業の中身、報償金等含めてかなり変わっております。12万円にあらわれん部分があるというふうに思いますので、聞いておきたいというふうに思います。

次に、福祉課関係であわせて児童クラブ事業、これは基本的には人数の減少に伴い、実際的には国庫の対象にならなくなったので県の対象になるということが報告されましたが、中身はどうなるのかあわせて聞いちゃきたいというふうに思います。

次に、総務所管関係で一括して、先ほど補足説明の中で、いわゆる給料、手当関係の変更については、いわゆる省略して報告されました。いわゆる中身、中身の省略、中身は、だからそれをふれない範囲で報告されましたので、その中身について質問します。実際的に今回補正は、さきの、いわゆる臨時議会における人事院勧告の実施に基づき中身が変わったというふうに解釈しております。それに基づき今回の補正にあらわれるというふうに見ておりますが、実際的に、いわゆる職員数の変動や、また実際的な給料、手当、手当の中でもそれぞれ変動が起こっているというふうに思います。できれば、きちっと、当初予算のときに実際的には総括表を出されますから、その総括表に沿って答弁をぜひともお願いしときたいというふうに思います。

といたしますのが、実際的には補正の積み上げだけではわかりにくい部分があるというふうに考えております。といたしますのは、かつては私はあの議会で聞かんこう、ときの担当課長の方には事前に実際的に聞きにいった、ああ、このぐらいの変動かと総括ができよりました。しかし、さきの議論の中でも全く総括表もなけりゃあ何もないという中で、合併後本当にどうなのかと、いわゆる人件費関係はどうなのかという部分が全く出てきません。もう一つは、今の状況がつかまれたのが来年の当初予算のベースになると、給与関係は、いう立場から質問しちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員の質疑中ですが、暫時休憩を、いいですか。答弁は後ほどさせていただきますので、15分間休憩をいたします。55分まで休憩でございます。

午前10時40分休憩

午前10時59分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

先ほどの広田議員の質疑に対する答弁、お願いします。橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 歳入につきまして、町民税、固定資産税納付金でございますが、本予算につきましては、合併後の16年の12月末に調整をしたわけでございますけれども、当初予算の説明でも申し上げましたように、これは前3年の実績により、あらかじめの試算ということで立てております。現在町民税の普通徴収につきましては4,125人、特別徴収につきましては3,412人の課税になっております。総体の数につきましては、余り変わりはありませんが、当初見積もりとの比較で、営業所得につきましては不景気、年金所得につきましては額が下がっております。それから、給与所得も同様でございます。退職等ございましたんで落ち込んでおります。

固定遺産税につきましては、昨年の新築件数が160件程度でございます。土地につきましては、負担水準の調整の関係で下がっておりますが、家屋償却資産につきましては、設備投資関係、これは東和の選果場がございますけれども、これにつきまして150万円程度、それから大島商船につきましては公納付金の方から固定資産税が150万円程度ふえております。大きなものにつきましてはそのようなものでございますが、公納付金につきましては、大島商船が固定資産税の関係に移った関係で減っております。学校教育の目的で使うものにつきましては、かからないわけでございますが、住宅とか、そういうものにはかかっております。これは独立行政法人化に伴う減でございます。後ほど国保もマイナスになっておるわけでございますが、これにつきましては町民税の課税標準が同一でございますので、同じような理由ということになるかと思えます。よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 説明書の3ページになります民生費負担金の老人保護措置費負担金につきましては、国によります制度改正によるものではなく、単に入所者扶養義務者の所得増によるものであります。

次に、公立保育所、私立保育所の負担金の増についてですが、当初予算とのちょっと比較を、人数比較を説明させていただきます。私立につきましては、年間の延べ人数ということで考えていただきたいと思えます。乳児が132人が208人、1、2歳児が1,020人が1,225人、3歳児が1,008人が1,038人、4歳以上児が1,860人が1,921人、合計で4,020人が4,392人です。公立につきましては、乳児がゼロ人が39人、1、2歳児が204人が249人、3歳児が252人が316人、4歳以上児648人が702人、合計で1,104人が1,306人に増加したということでありました。

次に、19ページの敬老会行事につきましては、これまで旧町いろいろ補助金とか敬老祝い金とか違っておりましたが、17年度から補助金につきましては70歳以上、1人につき800円を補助して社会福祉協議会って、この敬老会を実施をしていただいております。で、祝い金に

つきましても90歳以上3,000円、100歳以上1万円というふうに統一をさしていただいております。

次に、21ページの児童クラブにつきましては、屋代児童クラブが児童数減少により国の対象から県の対象になったということです。で、ちなみに国の制度を申し上げますと、年間の開設日数が200日から280日、児童数が20人以上を一つの対象としております。それと、年間開設人数が281日以上で、児童数が10人から19人が国の補助基準となります。で、県の補助金につきましては、開設日数が年間200日以上、児童数が19人以下を対象としておりまして、このため児童数減少により県の補助事業へ移行したということでありまして、

以上です。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。6ページの中山間地域等直接支払い事業の集落数の減少についてでございますが、どれぐらいの減少かということでございますが、96集落から49集落でございます。地区ごとということでございますが、久賀が13から2集落に、大島が47から31に、東和が19から3に、橘が17から13集落に減少しております。

同じく6ページの競争力強化生産総合対策事業補助金、この改植事業の不採択により改植がどうなるのかということでございますが、ハード事業は不採択となりましたが、平成17年度から国がかんきつ園地転換特別対策事業を実施しております。JAは今年度の改植については、このかんきつ園地転換特別対策事業を実施することで進めております。この事業につきましては、補助金の流れが国中央果実基金、県基金、生産出荷団体、生産者と流れます。したがって、町の予算には出てこないということでございます。

同じく、6ページの強い農業づくりの交付金の中身ということでございますが、担い手総合支援交付金、農業委員会の補助金のうちの農地地図情報システム整備事業と競争力強化生産総合対策事業の補助金、この3つが今年度より強い農業づくり交付金に一本化されたために予算を組み替えるものでございます。

また、競争力強化生産総合対策事業補助金につきましては、ハード部分の改植事業を中止し、ソフト部分のみを組み替えるものでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 財政調整基金についての御質問をいただいております。

今回の補正を踏まえましてですけれども、先ほど補足説明で基金残高5億7,085万7,000円という御報告申し上げましたけれども、今年度2億5,139万1,000円を取り崩して、1億7,500、利子も含めまして1億5,707万8,000円を積み立てるというこ

とで、差し引き今年度財政調整基金につきましては7,631万3,000円の減額というふうになっております。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 私の方から3点お答えさせていただきます。

まず最初に、消防団の活動服購入に伴うところの減額補正ということになりましたけれども、これにつきましては、さきの議会でも説明させていただきましたけれども、備品購入、アポロキャップ、作業服、帽子等でございますけれども、まあ、衣料、衣料ということでありますので、一応定価があります。定価につきましては、基本的には一応仕様書では消防団活動服にはベルトとか、階章をつけることとか、それから、素材については財団法人日本環境協会認定のエコマークを取得することとか、オールシーズン使用可能であることとか、それから、入札の日の前までに同等品の審査を受けるとか、それとか入札時に紡績メーカーの品質証明及び出荷証明書等を提出するとか、それから、総務省消防庁新服基準であることとか、素材についてはポリエステル65%、綿35%、レーヨン混合とするとか、それから、いろいろもろもろありますけれども、それから、アポロキャップにつきましては、消臭帯電防止の使用をすることとか、アジャスターを取りつけることとか、それから、帽子のひさしには月桂樹の刺しゅうをつけるというような、いろんな条件を示して、それに合うような定価価格から約2割減で80%の価格で予定価格は設定をされております。

それに対して、入札参加が当初8社を予定しておりましたけれども、2社は辞退と、最終的には6社による競争入札ということで、一番、62.2%が一番予定価格に対する割合が高かった、その次が55.8%、その次が54.7%、その次が51.3%、その次が50.4%、それから49.4%で、宇部市の藤村ポンプ株式会社が入札ということで、かなり価格を下げて、当初予定してない価格ということになりまして、大幅な入札減ということで、入札減になったものは、何か他の消防機材をということも考えて見ましたけれども、これはもう国の方ではそれは認められないというようなことと、それから、藤村ポンプにつきましても今後購入するときにはこの価格でお願いできるだろうかということであれば、今回限りということでありましたので、今回予備に100着ほど購入させていただいておりますようなことで、入札はさせていただいております。よろしくお願いたします。

それでは、次でございますが、よろしゅうございますか。例規集の件でありますけれども、これは学校には現在配布しておりません。その変わりCD-ROMということで、コピーして、例規集をコピーして学校でパソコンで見られるというようなことで対応しております。

それと、人件費の人勤に伴うところの人件費のことでございますが、これはちょっと字が細くてわかりにくいところもございますけれども、まず1番上のところを見ていただいたらと思いま



す。議会でありますけれども、人員についてはこれ前後となっておりますけれども、これにつきましては1月1日で当初予算は予算を組む関係もあります、それから以後変動がなかったということで5人、5人ということで、給料が2,579万4,000円、これはトータルで実際に3月までに2,579万4,000円ということでございまして、当初につきましては、当初予算見ていただいたらわかりと思いますけれども、2,592万円引く2,579万4,000円ということで、マイナス12万6,000円というような状況になっております。以下同様に、当初予算あるいはそれぞれの扶養等確認していただければ、今回の補正額が確認できると思いますので、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 資料が出てきたというのが一つ大きな成果かなというふうに聞いております。

もう1点は、先ほど質問漏れがあった部分を中心に2回目の質疑を行いたいというふうに思います。

一つは、今回から交通対策事業というのがこの補正予算に出てきております。いいのですが、交通対策事業いったい何をするのか、基本的にはバス待合所を設置する場合ということで補助体系ができておるようですが、実際的にどういう場合にこの補助対象となるのか、基準的なものをつくっているのか、要望があればきちっとそれを出していくのか、それについて質問します。

2点目、竜崎温泉、私は基本的には多額な、実際的に多額なものを投資しすべきではないという格好で今まで取り扱ってきました。一つは、実際的にタオルを購入すると、じゃあ、具体的に何本そろえて、同一のタオル、それぞれどういう配布にするのか、実態として、いわゆる入浴関係何人を予定しておる、そのうちのどのくらいを考えておるのかという具体的な部分の答弁をお願いしたいというふうに思います。それと、今回リースでやるんか、リースでやるんかな、そういう補足説明だったかな、実際的にこれも何年で、幾ら、総トータル幾らなんか、その辺が全然皆目説明されてないんで、きちっと答弁を求めたいというふうに思います。それで、総合レジそのものが必要な理由というのが、まだ私非常に不明瞭というふうに考えております。ですから、総合レジを行うのに、何がよくなるんか、何のためかちゅうのが非常にわかりにくいということがありますので、その辺の答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと、起債等についても質問しちよきたいというふうに思います。基本的には補助と起債といろいろ組み合わせながら一つの事業を進めていきます。今回特例債が2億数千万円、これは場所は大体想像つきます。そのことによって、実態として、例えば今年度末の見通し、起債残高の見通し、一般会計における起債残高の状況はどういうふうな状況になるのか報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 一般会計におきます今年度の起債残高の見通しということでございますけれども、今回の補正を踏まえまして、一般会計の起債残高の見込みですけれども262億4,429万7,000円と見込んでおります。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 2点ほど御質問がございましたので、お答えをいたします。

初めに39ページの交通対策事業で、これは何をするのか、基準はどうなっているのかということでございますが、伊保田港バス停新設に伴うこの補助金でございます。で、基準はということですが、12月1日付で周防大島町バス待合所設置事業補助金交付要綱を設置しております。で、この内容でございますが、バス待合所の設置を行う自治会に対して、予算の範囲内においてバス待合所を設置事業補助金を交付するものでございます。これは新設でございます。で、補助金の額は待合所の建設に要する経費、または32万円のうちいずれか少ない額となっております。

次に、竜崎温泉運営経費でございますが、39ページ、40ページになります。消耗品のタオル購入枚数とその根拠ということでございますが、これは条例改正によるタオル売り切れのためのタオルの確保でございます。算定根拠といたしましては、年に9万人を見込んでおります。で、このうちの町外者が約6割で、その半数が購入すると見込んでおりまして、これが3万枚でございます。

次に、総合レジスターシステムのリース料、これは何年契約かということでございますが、それと総トータルということでございますが、月額はこの補正予算に載せておりますように12万8,730円、これは3月分でございます。これに12カ月を掛けまして1年で154万4,760円、これが6年ということでは926万8,560円となります。

次に、総合レジが必要な理由というお尋ねでございますが、この総合レジシステムを導入することによりまして、入浴料及び食事会計の一元化の問題を解決することができるということでございます。具体的には、レストランの売り上げが明瞭になりますし、またお客様にとっては財布の携帯が必要なくなるということで、盗難防止が可能となります。また、物販の拡充を考えておりまして、これに伴う事業の煩雑化をよりスピーディーに、かつ正確に行うことができ、施設全体の売上集計が容易に把握できる事務の軽減化につながるというふうに考えております。

また、将来は指定管理者制度に移行しますので、この指定管理者制度にも役立つことができるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） かなり自意識の違いがずんずんできそうなような中身の議論

になったかなと、なるかなというふうに思いますが、実際的に、私は、今の段階でのやる前に、補正をする前にきちっとやっぱりやらなければならない、改善しなければならない部分はかなりあるというふうに見ております。今の段階で新たに600万円のリース契約をするということは、かなり問題があるんじゃないかという立場であります。

ただ、今回そのほかかなり新しい名前が出てきております。例えば、今の観光課関係であれば5万円ずつですか、実際的に補助をするし、県補助を使って実際的に竹林の会ですか、何か、正式名称を含めて答弁をしてほしいわけなんですけど、県補助を使ったそういう事業とかあります。担当課の方最後になりますから、その辺びちっとちょっと報告を求めておきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 2点ほど御質問がございましたのでお答えいたします。

初めに、40ページと41ページに、40ページでは竜崎温泉「潮風の湯」、それと潮風呂保養館、41ページでは片添ヶ浜温泉の遊湯ランド、これが5万円ずつ町温泉協会協議会負担金というのが出ておりますが、これはのんた湯さらいネット事業の負担金でございまして、周防大島の5湯すべて入浴できる周遊券、これをこの10月1日から12月29日までの販売、入浴期間としておりますが、この公共の3湯とホテル大観荘、サンシャインサザンセット、これがそれぞれ5万円ずつ、それとおいでませ山口観光キャンペーン推進協議会、これが150万円で、合計で175万円の事業でございまして。

それと、32ページになりますけど、負担金補助金及び交付金のところで竹林利用促進対策事業補助金20万円というのがございまして、これは補足説明でもございましたように竹炭の窯の制作経費でございまして、県が3分の1、地元が3分の2の負担でございまして。のんたの会に補助金を出すものでございまして。

以上でございまして。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 7ページのごみ収集袋についてちょっと御質問しますが、収集袋は燃えるごみ、それからプラスチック、それから空き缶とありますが、それぞれ原価は幾らですかね、それと原価が幾らで、売りが幾らと、当然委託とかをされてますんで、そういう方々に委託料が必要だと思っんですけど、実際に収入としては、これ1枚当たりでいいんですが、幾らになるのかちょっとそれをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 東原生活衛生課長。お願いします。 わかった、質問の趣旨は。村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 大変申しわけございません。原価等について把握しております

が、あと御指摘のございました販売金額及び販売に伴う手数料について、早急に資料徴集の上、後刻御報告させていただきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ぼくは最初、これはもう原価でそのまま、もちろんそりゃ委託者には手数料払わにゃいけんけど、それだけ上乘せして利用者というか、住民の方々にお売りしとるんだらうというふうに思ってたわけですが、いわゆるだから町としての収入はもちろんあるわけですよ。ということは、今までこう、今からもそうなんでしょうけども、いわゆる有料ごみということですよ、ということは、だから各家庭に負担をさしとるわけですから、ごみ収集に、ただ有料ごみをもう既にやっていると周防大島町は、というふうに理解していいわけですよ。

それと、これはきのうもテレビでちょっとやってましたけども、特に燃えるごみについては、カラスの被害が大変だということで、東京の方でしたけども、いわゆる黄色のカラスが嫌がる袋を利用して、これが非常に効果が上がってるというのをテレビでやってましたけども、本町においてもそういうことを検討を既にしとるのか、今から検討する余地があるかどうか、その辺答弁をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまのごみ袋の代金の問題につきましては、確かに原価プラス販売手数料お支払いしてるものプラスアルファ、要するに町の歳入、純粹の収入と申しますか、分ございます。当然のことながら、やはり行政サービスもやはり全くの無料というわけにはまいらないのが現状です。やはり大分の負担が住民の方にも若干していただいて、今の多大なごみ処理経費と申しますか、その一部に当たるのがしかるべき対策ではなかろうかと、その金額幾らにするかということは、現状で極力住民の方の負担少ないようにと申しますか、範囲内で、されとてゼロというわけにはまいりませんので、若干の負担は住民の方にもしていただくという形で対応しているのが現状でございます。

もう1点の今のカラス対策ですか、今浜戸議員さんおっしゃられましたように、たしかきのうテレビでやっておったかと思うんですが、たしか杉並区でしたか、やっておりましたが、本町の場合には、いわゆるごみ収集ボックスの設置事業補助金と申しますか、そういった形で、先般も若干ふれたかと思いますが、約300減でステーションございます、町内に。そのうち現在そういったボックス設置されておるところが約3分の1です。100カ所余りでございます。そういったことについては、その制度があることを住民の方、地域の方により周知いたしまして、その袋の対策と同時にというよりは、カラスだけではないいろんな猫とか、いろんなものを被害からも防ぐためにもそういった収集ボックスの設置を促進してまいりたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の周防大島町一般会計補正予算（第6号）について、いわゆる反対の立場から討論をいたします。

私は、一貫して主張しているのは、町長はとにかくあれもこれもやりなさいいうから、いわゆる的を絞った、いわゆる予算化ということをたびたび言われます。当初予算編成から当たって、今日の補正予算、先ほどの行政報告についても聞かれるように、私たち議員は基本的にはあれもこれもやれという言い方をしておりません。どの議員さん方もそうだというふうに思います。今、一番住民が要求しているものは何か、それについて住民の代弁者として議会内外で活動していく、これが議員の役割です。

具体的にいいますと、一つは、例えば教育予算、今回も若干ついておりますが、基本的には需用費はまだ不足しているというのが実態なんです。もう1回調査をしていただきたいというふうに思います。

また、できるだけ予算を節約してというのは、あらゆる機会を通じてという意味と理解してほしいわけです。例えば、予定価格を作成します。あらゆる資料に基づいて予定価格を、いわゆるつくり出す。そして、その予定価格の段階で余った部分は、早う言えばきちっとした、いわゆるほかの部分に使う、いうことを行えば、私はもっともっと違う形で、とりわけ国庫補助がついる分については、そりゃあ違うかもわかりませんが、実際的に備品等について今まで議論してきた中で、とりわけ備品の予定価格というのが、非常に難しいのはわかります、実態として。難しいのはわかりますが、やはりついこの間の部分でも、実際的にはかなり開きが出ておるといっても実態だと。確かに建設とか、そのほかの単価については、単価表がありますから実際的に難しいかもわかりませんが、制度の部分からしたら、しかしそれでも、節約していく、そして補正予算に反映してやっていくという立場を貫くことが、より住民のための予算になっていくという点があります。

もう1点は、実態として、私はこの予算の中で、当初予算を編成するに当たって、昨年度、旧合併前、合併後、実際的には合併初年度の今年度が竜崎温泉については多額な支出になるというふうに考えております、実際的な支払いは、中で、一貫して私は節約を求めてきました。例えば、身の丈にあった、いわゆる運営といいますが、いう立場で言うてきました。実際的には今回補正を見てみても、実際今の段階で600万円余りの総合レジシステムが、この補正の段階で必要なのかどうなのか、事前に私は議員各位、とりわけ旧橋地域から選出しとる議員さん方の声を集めて見ると、もっともっと先にやらんやいけんことがあるんじゃないかという声を聞いておりま

す。例えば提言としては、電気料の、いわゆる徴収方法とか、そういう中身を聞いております。この補正前に、行政報告で町長がやっぱりあそこについてはこういう方向になったぐらいは、きちっと言うべきだと、これが私は町長の立場ではないかというふうに考えております。それでは、すべて加味して、今回の補正、一般会計補正については、反対の立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） それでは賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第2号

日程第8．議案第3号

日程第9．議案第4号

日程第10．議案第5号

日程第11．議案第6号

日程第12．議案第7号

議長（新山 玄雄君） 日程第7、議案第2号平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から日程第12、議案第7号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの6議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、予算書をお願いいたし、予算書の9ページをお願いいたします。

議案第2号平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、医療費の支出増が見込まれ、保険給付費に不足を生じるため、国庫負担金及び療養給付費等交付金を増額し、歳入不足分については基金からの繰入金を財源とする

補正を行うものであります。

では、本文で第1条の歳入歳出予算の補正では、第1項で、既定の歳入歳出予算の総額に1億9,445万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億9,351万1,000円とするものであります。

第2項で、第1表歳入歳出予算補正を掲げていますが、事項別明細書で説明をいたします。事項別明細書、特別会計の事項別明細書、3ページをお願いいたします。

3ページの歳入から説明をいたします。1款の国民健康保険税では、基準総所得などの変動により調定額と収入実績を踏まえまして、一般被保険者で2,310万6,000円を減額し、退職被保険者で535万2,000円を増額いたします。

3款の国庫支出金では、1項の国庫負担金で、一般被保険者の療養給付費等の増加により5,760万円を増額し、2項の国庫補助金でも医療費の増加により財政調整交付金を1,440万円増額いたします。

次のページ、4ページをお願いします。4款の療養給付費等交付金では、退職被保険者の療養給付費等の増加により7,000万円を増額いたします。

5款の県支出金では、医療費の増加により財政調整交付金を800万円増額いたします。

8款の繰入金では、1項の他会計繰入金で1,002万3,000円を減額いたします。これは一般会計からの繰入金で、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分を899万5,000円、保険者支援分を174万9,000円の減額、職員給与費等繰入金を51万3,000円、その他一般会計繰入金を20万8,000円増額いたします。

5ページの2項の基金繰入金では、医療費等の増加に伴い予算額に不足を生じることから、基金7,222万9,000円を取り崩して財源といたします。

次に、7ページをお願いいたします。歳出であります。

1款の総務費は、職員人件費や一般管理費で51万3,000円を増額いたします。

2款の保険給付費、1項の療養諸費では、本年度の執行見込み額を勘案し、一般被保険者療養給付費1億円、8ページになります退職被保険者等療養給付費6,000万円、審査支払手数料213万2,000円を増額いたします。

2項の高額療養費でも、本年度の執行見込み額を勘案し、一般被保険者高額療養費6,000万円、退職被保険者等高額療養費1,000万円を増額いたします。

9ページの3款老人保健拠出金は、財源組み替えであります。

6款の保健事業費は、職員人件費を270万1,000円減額いたします。

10ページになります。10款の予備費では3,549万2,000円を減額し財源調整を行っております。

以上で平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明を終わります。

次に、議案第3号平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、支援サービスの利用の拡大による保険給付費の増加に伴い、歳入歳出につきまして所要の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正では、1項で既定の歳入歳出予算の総額に1,602万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億1,153万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書で説明を行います。13ページをお願いいたします。

歳入であります。3款の国庫支出金、1項の国庫負担金では、保険給付費の増加に伴う20%相当分の介護給付費負担金313万3,000円を増額いたします。

2項の国庫補助金につきましても、保険給付費が増額になったことによる調整交付金360万3,000円を増額いたします。

4款の支払基金交付金でも保険給付費が増額になったことによる社会保険診療報酬支払基金からの交付金501万2,000円を増額いたします。

5款の県支出金でも保険給付費の増額に伴う12.5%相当分の介護給付費負担金195万8,000円を増額いたします。

14ページです。7款の繰入金では231万9,000円を増額いたします。保険給付費が増額になったことによる介護給付費繰入金195万8,000円と事務費などのその他一般会計繰入金36万1,000円を増額いたします。

次、15ページ歳出であります。1款の総務費、1項の総務管理費では、町で実施の訪問調査件数の減少などで30万7,000円を減額いたします。

3項の介護認定審査会費では、訪問調査の委託件数の増加で66万8,000円を増額いたします。

次、16ページの2款保険給付費1項のサービス諸費では、介護サービス等給付費の財源組み替えとサービス利用の増加により支出の増が見込まれることから、支援サービス等給付費を1,566万4,000円増額いたします。

その他諸費、高額サービス費、特定入所者サービス費は、財源組み替えであります。

以上で平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明を終わります。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 私の方から議案第4号、5号、6号についての補足説明をさし



ていただきます。

まず、議案第4号平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明を行います。

今回の補正につきましては、補正予算議案書17ページに掲載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に608万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,319万3,000円とするものであります。

引き続きまして、詳細につきましては事項別明細書、特別会計の事項別明細書21ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、2款使用料及び手数料1項使用料1目給水使用料につきましては、滞納繰越分につきまして鋭意徴収に努め、その徴収実績により370万円を追加計上いたしました。

3款繰入金は、一般会計から繰入金138万5,000円を受け入れ、財源調整を行っております。

5款諸収入2項雑入の100万円は、県営農道整備事業にかかる水道管移設補償費であります。

22ページをお願いいたします。1款簡易水道費1項事務費は、給与改定に伴う人件費の調整でございます。

2項事業費1目維持管理費は、維持管理経費において各水道施設における漏水等の修繕費を650万円追加するとともに、東部簡易水道配水管布設工事の調査設計の結果、工事請負費を157万5,000円減額するものであります。

2目水道補償事業費は、歳入でも申し上げましたとおり県営農道整備事業に伴う水道管移設工事でございます。

以上が、議案第4号平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、次に、議案第5号平成17年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。議案書の21ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に721万5,000円を追加し、予算の総額を5億1,992万6,000円とするものであります。

特別会計の事項別明細書の25ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、1款分担金及び負担金では、受益者分担金を66万円追加計上いたしました。

2款使用料及び手数料1項使用料は、下水道使用料の増により公共下水使用料を追加計上いたしました。

2項手数料は、業者指定手数料及び督促手数料の追加計上でございます。

4款繰入金につきましては、一般会計から414万7,000円の繰り入れにより財源調整を行っております。

27ページからの歳出につきましては、給与改定に伴う人件費の調整を行うとともに、1款公共下水費2項事業費1目維持管理におきまして、台帳未整備地区にかかる下水道台帳作成にかかる委託料の追加が主なものでございます。

以上が議案第5号平成17年度下水道事業特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

続きまして、議案第6号平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について補足説明を行います。補正予算書の25ページになります。

今回の補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額から6,673万4,000円を減額し、予算の総額を14億8,032万4,000円とするとともに、第2条におきまして、地方債の補正を行おうとするものでございます。

それでは、詳細につきまして特別会計事項別明細書の31ページをお開き願います。

まず、歳入につきましては、1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料では、実績に応じ調整を行っております。

32ページの3款県支出金では、農業集落排水事業県補助金が決定しましたので5,043万5,000円を減額するものであります。

4款繰入金は、一般会計からの繰り入れを1,977万4,000円追加し、財源調整を行ったところでございます。

5款諸収入は、消費税還付金を19万4,000円追加するものであります。

6款の町債におきましては、事業費の確定見込みによりまして下水道事業債及び過疎対策事業債をそれぞれ減額補正するところでございます。

35ページをお願いいたします。歳出についてであります、この会計におきましても給与改定に伴う人件費の調整を行っております。

人件費以外の補正につきまして、主なものを御説明いたしますと、1款農業集落排水費2項事業費1目維持管理費におきまして、台帳未整備地区にかかる下水道台帳作成にかかる委託料1,000万円計上いたしました。

次に、36ページになりますが、2目農業集落排水事業費におきまして、沖浦西地区、沖浦東地区、和田地区、秋地区のそれぞれの農業集落排水事業につきまして、補助金が決定いたしましたので、測量設計業務委託料、工事請負費等のそれぞれの調整を行っております。

以上が議案第6号平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。何とぞ、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げ、補

足説明を終わらしていただきます。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第7号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明を行います。

今回の補正は、補正予算議案書31ページのとおり、既定の歳入歳出予算の総額に48万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,239万1,000円とするものであります。

それでは、詳細につきまして事項別明細書により御説明をいたします。特別会計の事項別明細書41ページをお開き願います。

まず、歳入であります。一般会計から48万2,000円を繰り入れることとしております。

次に、43ページをお願いいたします。歳出の関係でございます。各航路におきます職員の給与改定に伴います人件費の調整と情島航路運航経費について、職員の病気休暇に伴う賃金の増額、浮島航路運航経費において切符取り扱い委託料を増額補正をしております。

以上が議案第7号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

いろいろ各会計補正予算について御説明いたしましたけれども、何とぞ慎重御審議をいただきまして、御議決をお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩しましょう。昼休みに入ります。午後1時から。

午前11時55分休憩

午後1時04分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開いたします。

広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 国民健康保険特別会計について質疑を行います。

事項別明細の方は3ページからになります。1点は、今回2,500万、2,310万6,000円一般保険者国民健康保険税が、いわゆる減額になっております。これは、先ほど本会議で税務課長が答弁席に立ったときに同じような内容だということで、国保会計の部分も答弁しちよるような格好になっちょるんですが、実際的に聞いておきたいのは、実は国民健康保険税は旧町の場合、橘町が3方式で、実際的に他町が4方式という格好で決定、3方式か、4方式かという格好で、かなりの部分があります。で、一つは今回で所得割部分だけが実際的に減額になったということなのかどうか、所得割部分だけが実際的に減額になったのかどうかという点が、まず質疑の1番目です。

次に、2点目として、先ほどから当初の医療費等の見込みから、実際的に、いわゆる医療費が当初見込みよりふえたということで、実際的にはそれぞれふえたということです。療養給付費補正額、それで実際的には一般の部分、退職者部分等がふえているんですが、どの程度見ておられるのか、医療費の伸びを、実際今回の、いわゆる国保提案に当たって、医療費伸びはどの程度見とるのか聞いておきたいというふうに思います。

それともう1点は、実は今回、年度途中であるということではありますが、一般会計繰入金も、実際的には任意分を減額ということで1,000万円ほど減額されとるんですが、もう一方基金からの繰り入れということで、基金を取り崩しとります。

御承知のように合併後の、いわゆる実際的にいろんな合併に伴いいろんな支援措置がある中で、特交にかかわる部分で、例えば使用料とかいろいろありますが、それらが、いわゆる調整のためということで、特交の中に一定の、いわゆる調整的な交付金部分があるんじゃないかというふうに私は見ているんですが、国保関係については実際的にどういう状況で、それを考えておられるのか、実際的に。

今回、この基金7,200万円を取り崩すとすれば、残りもあと報告していただきたいんですが、もう2,000万円少々になるんじゃないだろうかということになります。そうすると、次年度以降の国民健康保険税の大幅な引き上げにつながってくる可能性がある。私は当初の段階で、任意分以外でも一定程度繰り入れちょかんと大変になるよという議論をしちよと思うんですが、その辺に対してどういう見解を持っておられるのか聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） なお、質疑は各議案ごとに行いますから、議案第2号でございます。そういうことでやります。ちょっとそれは抜けてましたので。

それでは答弁をお願いします。橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 国保の減額につきましては、営業所得、年金所得並びに給与所得の減少のベースの落ち込みに伴うものでございますが、現在7,948世帯、一般が7,009、退職が939世帯でございます。被保険者数につきましては1万3,551人で、一般が1万1,447、退職が2,104でございます。これも人数的にはほとんど変わっておりません。

で、減額の内容につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割でございますけども、所得の減少に伴うものでございます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） まず、4ページにあります繰入金につきましては、一応これはルール分に基づく繰り入れということで、それとその他一般会計繰入金の国保負担軽減対策、これにつきましては、地方交付税に参入されてるということです。地方交付税に参入されているの

を繰り入れるということでもあります。

で、基金繰り入れにつきましては、この基金につきましては、この年間に税の収納率が大幅に減ったとか、医療費が大幅に伸びたとか、そういうときのための基金を積み立てておるわけですが、で、先ほど言われました税率アップにつながるのではないかとということですが、当然この中で、特別会計の中で財源が不足すれば税率アップということは考えてはいかなければならないと思っておりますけど、合併で調整を行ってまだ1年ということでもありますので、極力その税率アップは避けていきたいというふうには思っております。

で、また一般会計からの繰り入れを考えたらということもあろうと思いますが、そうなりますと町民すべてが国保の加入者ではないということでもありますから、国保の被保険者以外から税金を投入するということになりますので、できるだけそれも避けていきたいというふうには思っております。ですから、これから健康づくりなど、また税収のアップ、収納率のアップにこれからも努めていきたいということと、今回の医療費につきましても見込みということで、不足したらいけないということで少し余分も見ておるとということもあります。で、また、インフルエンザなどが流行しなければまたその分余ってくるということで、極力基金を残すように努力して、今後の税率アップを控えるために基金を残しておきたいというふうには考えております。

で、次に、保険給付費の伸びにつきましては、一般被保険者の療養給付費につきましては、年々増加傾向にあるのは御承知のとおりだと思います。で、平成16年度が12億2,000万円余りの医療費で支出をしております。それから、現在の伸びを見込みまして、現在14億円というふうに見込んだところであります。

で、次の退職被保険者療養給付費につきましても、平成16年度が5億2,000万円余りということです。で、これも現在の実績で推定をいたしまして、不足をしないようにということで6億1,000万円ということで予算計上させていただきました。

で、高額療養費につきましても、これまた医療費とは別にまた高額になったときということで、年々まだこの差は出てくるとは思いますので、これも現在の推定で計上させていただいております。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほど、今も答弁があったわけなんですけど、実際的に御承知のように見解を異にするところがあります。といいますのが、実際的に国民健康保険特別会計をこの会計だけで維持するということは、基本的には困難というのが明らかな状態です。いわゆる実際的に、この会計だけで見なさいと、例えば任意分だけ、実際的に任意分の負担だけで地方自治体が繰り入れをやるというだけでは、実際的には困難ということでもあります。いいのですが、今出

されたように、今回7,000万円の基金の取り崩しということで、先ほど具体的な数字が、残金があったかどうかちょっとわからんのですが、2,000数百万円か、そこらだろうというふうに思いますが、実際的には会計の独自会計の中で賄うということは困難な状況があります。

ましては、先ほど答弁漏れがあった部分について再質問ということをしておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 国保基金の残高のお問い合わせですけれども、今回の取り崩しを踏まえまして、国保基金の残高が2,902万6,000円となります。で、先ほどの御質問で、特別交付税で、それと合併に関する調整部分があるんじゃないかというような御質問で、確かに3年間特別交付税そういった調整があるということでございますが、御存じのように特別交付税につきましては、この部分に対して幾らというような算定ではございませんので、これが幾らということは申し上げかねます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、議案第3号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 介護保険関係について質疑を行います。

介護保険、今回の補正でちょっと見えにくいんで、改めて補足説明を求めたいというふうに思いますが、実態として、いわゆる今回の補正と、いわゆるさきの国会による介護保険分の改正部分の、いわゆるつながり部分、今回の補正部分にあらわれておるのかどうなのか、ちょっと聞いちゃきたいというふうに思います。

それと、もう1点は、専門用語みたいな格好で非常にわかりにくい部分が、いわゆる支出の方で聞いときたいんですが、実際的に今回介護認定審査会経費で66万8,000円ふえておりますし、支援サービス諸費、これは居宅支援サービス等ふえております。実際的に今の見通しといいますが、1年間のサービス料についてどういうふうに見とるのが聞いときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 今回のこの補正が、これから、来年度から大きく法律改正になりますが、その影響があるのかということですが、その影響、今回は影響はございません。

支援サービス給付費につきましては、現在の利用状況を見込んで今回補正をさしていただいたわけですが、実際説明欄にあります居宅支援サービス給付費、これにつきましては、前年度と比べまして122%の増と居宅支援単品サービス給付費につきましては、前年度対前年162%の

増、居宅支援サービス計画給付費につきましては、対前年115%の増というふうに見込んでおります。で、主に利用者がふえたのがディサービスの利用が特に増えているわけですが、利用者につきましても平成16年度が平均月に187人と見込んでおりましたが、現在213人の利用があるということで、不足するというので、今回補正をさせていただきました。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほどちょっと部長の方から答弁で、委託料部分で訪問調査部分は、ちょっとなかったんで、再答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと、実際的にかなり合併前と比較して、旧4町時代をプラスした部分と比較したら、かなりふえちよるといことなんですが、その充実等があった中でということなのかどうなのか、ちょっともう少し、例えば居宅支援部分のこの部分がふえた、単品サービスのこの部分がふえた、居宅支援サービス部分のこの金額部分をもっとサービスわけで作ってもらったら具体的にわかりよいと、議員の立場から。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 一般管理費の賃金と介護認定審査会費の委託料、この件数の増減ということではありますが、一般管理の方につきましては、現在町の方で雇い上げて訪問調査をしているわけですが、当初で1,440件を予定しておりましたが、915件ということになったということです。

で、介護認定審査会費の方の訪問調査につきましては、これは居宅介護サービス事業所へ調査を委託しております。で、この当初が1,675件を予定しておりましたが、町の方が減ったということもありまして、1,944件の受託をしたということで増加になったということになります。

で、サービス給付費につきましては、介護サービスにつきまして、当初と現在見込み額をちょっと申し上げますと、居宅介護サービス、居宅介護サービス費の方が7億2,000万円が7億1,000万円、施設の介護サービスこれが15億7,000万円が14億8,000万円、居宅の単品サービスこれが1,540万円、これは同じ額であります。で、居宅介護のサービス計画費も7,900万円同額であります。で、支援サービスにつきましては、居宅支援サービスが4,200万円が5,200万円に増加したと、それと居宅支援単品サービスが300万円程度が480万円、で、居宅支援サービス計画費が1,800万円が2,100万円というような状況になっております。

で、単純に施設がふえたとか、サービスの提供者がふえたとか、そういう理由じゃなしに、単純に支援サービスについては利用者がふえてきたいというような状況であります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、議案第4号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1点聞いておきたいと思いますが、今回過年度分滞納繰越分が370万円増ということですが、これは何年度分というふうにとらえちよるんか、それと件数あわせて報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） この簡易水道事業特別会計の滞納繰越分につきましては、要するに現在残っておる滞納繰越が約1,900万円あるわけですが、それを網羅してということで、各地区ごとに今すべて一括にというわけにもありませんで、地区を限定してと申しますか、順次古いもの及びかなり長年にわたって滞納しておられる方について、鋭意この4月より積極的に滞納分の徴収に努めておるといふ状況でありまして、今の年度ごとに件数及び金額、これについてはまた御報告させていただきます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 諸収入の100万円というのがありますが、これは先ほどの部長の説明では県営改良事業の補償というふうにおっしゃったと思うんですが、それ間違いないですかね。

で、あるならば、これをもって歳出の方で補償費として事業を行っておるわけですが、実際には歳出の方は105万円かかるとるわけですよ、わずか5万ではあるんですが、100%補償してもらえなかったのかどうか、その辺少し説明してください。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） この補償事業費につきましては、大島三蒲地区の農道整備事業に伴う補償工事でございます。で、100%というお話がありましたが、当然施設、設置したときは森林です。しかし、経年とともに当然その商品自体は要するに落ちてきます。当然その時点の評価でもって補償されるということになります。当然減額になります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号、質疑はありませんか。はい、小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 公共下水の下水道台帳作成費900万円ですが、次の農業集排でも1,000万円ほど出ておりますが、この金額についてですが、費用として必要だから計上



されてると思うんですが、この金額が非常に高く思われます。どの規模のものをどの程度のものが必要なのかわかりませんが、この金額の適正性というか、もっと安く上がるんじゃないかという単純に思うわけですが、その辺のことを1点お聞きいたします。

それと、なぜ、今回12月の補正に、この台帳作成費が必要なのか、この2点についてお伺いいたします。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） それでは、下水道台帳のまず最初に必要性をちょっと御説明いたします。

公共下水道台帳につきましては、下水道法の23条の中に下水道の管理者、周防大島町長ですが、下水道管理者は台帳を調製し、これを保管しなければならないと、そして3項の中に下水道台帳の閲覧を求められた場合にはこれを拒むことができないというので、新規に下水道台帳を作成するときには台帳とか、そして例えば施設の排水の設備、処理場、そして管渠の位置、そういうのを明記した図面を保管し、排水設備工事のときにそれを提示して、施設を業者に作業してもらうようになっております。

そして、今の片添地区の金額につきましてはちょっと高いんじゃないかということなんですが、1キロ当たり約40万円ぐらいかかっております。それには根拠といたしましては、処理場が1カ所、そしてマンホールポンプが5基、そして管渠が20.48キロ、そして家の戸数が468戸、そして面積が84ヘクタールというふうな資料が根拠になっております。そして、この作業の中で、一応今はまだ見積書をちょっと、設計をうちの方で組んだ単価で予算化をさせていただいております。規制図面の例えば計画の準備とか、測定の作成、それとか成果の図形の変換とか、それと基準点の測量というようなデータを台帳の方に保管し、コンピューターで管理するような形が提出づけられております。今の、あくまでもこれは予算化であって、片添地区の公共につきましては、いずれ入札をしてから、結果により安い方を取っていただくようになりますんで、今の900万円はあくまでも予算の枠ということで御理解よろしくお願ひいたします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 概要につきましては、先ほど、今担当課長が答弁したとおりですが、小田議員さんの質問の中でなぜこの時期にという点があったかと思いますが、このことにつきましては、今課長の方から説明ございましたように、今の時期では若干遅いということを御理解いただきたいと思います。で、大変申しわけない話ですが、補正予算という形で急遽対応させていただきたいということでございますので、そのあたりもお含み置きの上、御理解いただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（２３番 小田 貞利君） 金額が９００万円が高いんじゃないかという部分で、キロ当たり４０万円かかるということで、考えているという答弁ですが、このキロ当たり４０万円の台帳を作成するにキロ当たり４０万円という金額が担当課として適正な金額と思っているかどうかという内容の質問つもりだったんです。その辺をお願いしたいと思います。再度。

で、今回の補正で遅い、遅まきながらと、上げらしてもらったということですが、本来なら当初で上げるべきだったということでしょうか、その辺の確認もお願いします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） １点、まず１，０００万円について高いのではないかという御指摘でございます。このことにつきましては、今まで供用開始している区域、また台帳整備、既に整備している区域でございます。その当たりの今までの合併以前の話になりますが、で、各地区の整備状況を行ったときの実績を踏まえて、今回の補正については対応させていただいているところでございます。

で、今の私、言葉足らず説明不足で大変申しわけなかったんですが、当然のことながら整備するごとに、当然その供用開始する区域については、そういった台帳を整備しなきゃいけません。しかしながら、整備が１回にと、供用開始が、ですからまとまって何月何日この区域全体をということではなくして、現状の周防大島町の対応といたしましては、供用開始ができる区域は１日も早くということで、住民の皆さんにその区域ごとに供用開始している段階でございます。

したがいまして、そのある一定区域がまとまった段階で台帳整備を行うという方向で対応させていただいているところでございます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（２３番 小田 貞利君） 旧町のを勘案してということですが、単純に高いと思うんですよ。キロ当たり４０万円、台帳整備するのに、思いませんか。で、どこでどういう会社がそういうこの金額、入札に入ってくるかわかりませんが、で、どの規模どんだけの最低限度のクリアしちょかんといけんという部分の中で、４０万円ってどう考えても高く感じるわけですよ。例えば２０万円できりゃあ、それで法的に問題ないのであれば、２０万円がいいと思うんですよ。そういった部分を町担当課としてどういうふうに思われますかと、以上です。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） それでは、ちょっと詳細について御説明いたします。

片添地区の下水道台帳の作業業務ですが、例えば５００分の１の計画図の平面図等が要ります。そのために、まず、計画の面積が今８４ヘクタールあります、片添地区につきましては。それで例えば、計測用の基図の作成がその面積分、それから測量、そして数値の編集、それからデータファイルの作成、地形図のデータの修正、そして地籍の調査の２０００の変換というのが、まず

規制図数値の作成の500分の1の作成の資料にそれだけが要ります。そして、施設の調査というのが要りまして、3級水準点測量というのが21.4キロメートルあります。そして、マンホールの資料点検整理、片添地区につきましては、マンホールが今5基あります。それから処理場が1基あります。そして管渠の資料の点検整理というのが21.4キロメートルあります。

そして、まずと取りつけ管の調査が500件あります。そして、施設調査のデータ作成としまして、施設編集の素図の作成が21.4キロメートル、そしてマンホールのデータの入力、そして管渠のデータ、管渠速成データの入力と、それと出力図を今度データ管理しますので、そういう図面が52枚あります。それに諸経費の40%加えたのが今の価格となっておりますので、競争入札ではそれは安くなるかもわかりません。あくまでも、これ今の調査の設計の資料としての予算化の数字です。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 3回がきたので終わりますが、ちょっと休憩してもらえますかね。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後1時36分休憩

.....  
午後1時37分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開いたします。

引き続き、答弁をお願いします。嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） 片添地区は、東和町で平面図等があります。ですから、下水道台帳としての設備とする台帳としての業務がなされていない不備なものであります。ですから、それは法令で決められているのでつくらなければならないという。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ありませんか。関連して。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 今の件ですが、ちょっと漠然としてよくわからないんですが、たしか森野地区の下水ですよ。片添の排水、あれが、処理場がある、その下水の関係ですよ。おそらく10年、あるいはそれ以上たってるんじゃないかと思うんですが、この間、じゃあ、どいうふうな処理をされてたんですか。今さら台帳つくるなんて。（発言する者あり）いや、ほじゃから、それが漠然としてよくわからないんで、もうちょっとわかりやすく説明してほしいんですけど。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） 片添地区が完成して、もう既に何年かたっておりますが、各家庭から例えば、下水道の施設があります、公共ますがあります。そういうときに、その公共ますの

位置と下水道の高さの管の位置と、そういう例えば、全体からいけば500分の1の図面に平面図として各家庭の500の位置を落とすと、そしてますの位置も出すと。それから、公共下水の例えば高さですか、地域の地盤の高さがこのますの位置は何センチですと、そして本管とつながるときは、下水道の排水設備工事のときの高さの供用範囲でこれはここへつないだらいいと、そういう資料を行政が下水道法によりつくらなければならないというのが法律に記載されております。ですから、今まではその平面図によって作成していたと思われませんが、法律上つくらなければならないというので、今回ほかの地区と並行して予算を提出したということになります。

議長（新山 玄雄君） いいですか、魚谷議員。ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 非常に質疑と答弁が難しゅうて、非常に聞きにくい部分であります。一つは先ほどから議員もがが言いよるように、実際的に既に整備してなけりゃあいけんかったと、それを全くしてなかったという解釈でとらえちよきたいというふうに思います。それで、よいかどうか確認だけしときます。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 大変いろいろ論議のあるところでございますが、補足説明でも申し上げましたように、未整備地区の整備をするということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、議案第6号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 農集議案ですよね、確認してちょっと質疑したいと思っております。

今回、農集関係は事業費の、いわゆる確定に伴うそれぞれの減額というふうに見られます。そこで聞きたいのは、今年度分は実際的に確定しちよるが今からかなり工事ということになっちよるというふうに思います、実態は。実態は、今から工事ということになっちよります。それで、実際ここにも、いわゆる先ほどから議論があった部分も出てくるかもわかりませんが、もう1点は、それぞれ事業進捗をきちっと今の中で報告をしちよっていただきたいというのが、それぞれ町からいえば一たん契約は済んで、実態としてずっと事業を進むわけなんです、実は年度末でかなり、今まで旧町の場合が、新町の場合違うと思うんですが、かなり年度を越して残るという悪循環をしようた部分があると、だからちょっと聞いちよきたいんですが、実際的にはどういう進捗なのか、それと実際的に、まあ、ええわ。それ聞ちよきたい。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） それでは、今の進捗状況についてお答えいたします。

初めに、沖浦の西地区というのがあります。これ今処理場等の建物とマンホールポンプという

のを今実施しておりますが、今のところで60%ぐらいの進捗率と思われます。

そして、沖浦東地区ですが、沖浦東地区は管路と今の処理場の水槽の方の工事を今実施しております。これはちょっと出すのがおくれたので40%ぐらいの進捗だと思います。

続きまして、東和地区の和田ですが、これが現在50%ぐらいの進捗率だと思います。そして、もう1件秋地区がありますが、これは調査設計で、今の段階で40%ぐらいの進捗率だと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう1点は、今進捗状況を求めました。もう1点は、和田地区というくくりでいうと、私たち概念がどうしても和田駅を中心に考えると、実際的には、いわゆる和田地区だけで1,640ぐらいの、いわゆる網羅ということになりますが、実態としたら私たちわからんのが和田と、いわゆる裏側と、裏側という表現がちょっと適切ではないかもわかりませんが、実際的に小部落、どこをこう網羅しちよるというのを含めて報告、大島の場合は大体わかりますが、和田地区については非常にちょっとわかりにくいので、報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） それでは、和田地区についてちょっと御説明いたします。今1,640人の計画人口がありましたので、家の今の計画戸数が578です。そして、場所は今の東和の内入、そして和田、そして海水浴の逗子までの間が入ってます。そして神浦、そして今の小泊、和佐という地区になっております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第7号でございます。質疑はありませんか。7号渡船事業。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は、国保会計、まず、今、議長から言われた国保会計についての考え方の違いから討論したいというふうに思います。といいますのが、これ反対討論の立場です。

実は、先ほど部長さんの方からの答弁を聞くと、いわゆる特別会計のあり方の問題として、い

いわゆる独自で、いわゆる運営していく方がベターだと、それは気分的にはわかります。そりゃ特別会計の性格という点からいえば、そりゃわかりますが、実態はどうかという点を、私ずっとたびたび言うてきております。今、先ほど答弁ですべてが国保世帯じゃないという言い方をされました。しかし、旧町時代を含めて、実は特別会計では、特別会計だけでは運営できない。もう一つは、任意の繰り入れだけでは運営できないという会計が持ちよる、いわゆる性格があるんです。その性格の大きな部分が、実は、いわゆる国保に加入する世帯は低所得、そして仕事がなくなった、またそういう中でも他の、いわゆる医療制度に入らない世帯をすべてひっくめて国と地方自治体とが、いわゆる運営していくという大きな側面があるんです。そりゃ当然、いわゆる本人加入の部分もありますから、当然であります。実体的には、今私自身が調査してみますと、マル退や資格証明書がかなり多い状況、これができちよるんですよ。私は町長にとにかくいうわけなんです。やっぱり特別会計の中でも、やはり住民密着部分、とりわけ国保会計、また後に出る介護保険会計等については、国と町との負担の割合が、実はかなり変わってきよる、この間の制度の中で、かなり変わってきよるというのも事実なんです。例えば、医療費に対する国、地方の負担割合、これも大きく変わりました。そういう中で、地方自治体と、いわゆるその加入者に覆いかぶさってきよる。その中で、実態として、後から出てくる部分も、介護保険関係もですが、実際的には大変だという状況になっております。私は、一番密着部分、とりわけ払いたくとも実際は払えないという世帯が続出する、そこには一定の、私は手を差し伸べる。制度的にも手を差し伸べていかんにゃいけんというふうに考えております。それについてやっぱり、一定程度一般会計からの任意分以外の部分の繰り入れ、これを絶対やっていかなければできないというふうに考えております。

とりわけ、皆さん方が法定協の中で議論された、私委員ではありませんでしたが、大体法定協の議論を聞いていても、大体今回、いわゆる案を出す段階で調整費としては2,000万円ぐらい大体必要だというのが、財政当局が示した、法定協に委員に示した資料だったんじゃないかなろうかというふうに考えています。独自に、いわゆる入れてもおかしくない金額として、調整費には2,000万円ぐらいは必要だろうというふうには私は見ておりました。

今回、会計の厳しさをいわれますが、実際的に今回の会計はどこで持たしとるかというたら、予備費と基金繰入金、これでおおむね持たしとるという状況です。これが実際、基金が底をつき、予備費が底をついたら、実は会計上は、今回は値上げをせんにゃいけんかったちゅう会計にならざるを得ないということでもあります。ですから、私は、当初予算の段階で、やっぱりきちっとした繰り入れをして、やっぱりその制度を維持存続という立場からすれば、やっぱりきちっと会計上独立は、実際難しいんですから、繰り入れをすべきだという立場を一貫して貫いております。主張を貫いております。そういう立場から、この会計については反対せざるを得ないというふう

に考えております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第2号平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案とおり可決されました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第3号平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案とおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第4号平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案とおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第5号平成17年度周防大島町下

水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案とおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第6号平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案とおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第7号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案とおり可決されました。

### 日程第13、議案第8号

議長（新山 玄雄君） 日程第13、議案第8号平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第8号平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

お手元の平成17年度周防大島町補正予算書の35ページの平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）をお開きいただきたいと思います。

この予算は、9月末までの業務量及び事業収支の実績に基づきまして推計し補正したものであります。

第1条は総則であります。



第2条は業務の予定量を補正するもので、患者数では入院を東和病院に635人加えて4万1,311人、橘病院に581人加えて1万2,783人、大島病院に2,386人減じて3万426人、合計で1,170人減じまして8万4,520人とし、外来患者数では東和病院に2,491人減じて5万4,791人、橘病院に1,700人減じて3万7,928人、大島病院に2,893人減じて3万3,504人、合計で7,084人減じまして12万6,403人と見込むものであります。

次に、介護老人保健施設利用者数では、入所をやすらぎ苑に71人加えて1万7,914人、さざなみ苑に161人減じて1万7,618人、合計で90人減じまして3万5,532人とし、通所をやすらぎ苑に76人減じて1,554人、さざなみ苑に290人加えて1,786人、合計で214人加えまして3,340人と見込むものであります。

次に、学生数では1学年を2人減じて38人とし、合計で116人と見込むものであります。

次の施設利用者数では、訪問看護ステーションたちばなに888人加えて3,006人、居宅介護支援事業所とうわに4人減じて1,514人、居宅介護支援事業所たちばなに178人加えて1,323人、居宅介護支援事業所おおしまに45人減じて965人、居宅介護支援事業所やすらぎに2人減じて559人、合計で1,015人加えまして、1万5,590人とするものであります。

次の病院一日平均患者数はさきの患者数を診療日数で除したものでありまして、入院を東和病院に2人加えて114人、橘病院に2人加えて36人、大島病院に6人減じて84人、合計で2人減じまして234人とし、外来を東和病院に10人減じて226人、橘病院に7人減じて156人、大島病院に12人減じて138人、合計で29人減じまして520人とするものであります。

次の介護老人保健施設一日平均利用者数もさきの利用者数を診療日数で除したもので、入所をやすらぎ苑に1人加えて50人、合計を99人とし、通所をさざなみ苑に1人加えて8人、合計で15人とするものであります。

次の主要な建設改良事業の病院改築事業では、30床増床工事を17年度工事から17年・18年度の2カ年工事に変更したことにより、さざなみ苑を2億4,828万1,000円減額し2億5,657万円、合計で4億1,230万6,000円とするものであります。

次の医療機械器具及び備品購入では、橘病院を人工呼吸装置分として189万円増額し2,500万7,000円、大島看護専門学校を給食管理システム32万6,000円、気管管理トレーナー23万6,000円、あわせて56万2,000円増額し139万8,000円、合計で245万2,000円増額補正いたしまして、3億313万2,000円とするものでございます。

次の第3条は収益的収入及び支出について補正するものであります。

収入のうち事業収益では、東和病院を183万6,000円増額し、15億7,061万円、橘病院を4,368万6,000円増額し6億7,772万5,000円、大島病院を2,392万4,000円増額し11億691万4,000円、やすらぎ苑を167万9,000円減額し2億2,609万1,000円、さざなみ苑を202万5,000円増額し2億2,248万4,000円、大島看護専門学校を574万1,000円増額し2億4,107万4,000円、訪問看護ステーションたちばなを582万2,000円増額し1,984万8,000円、居宅介護支援事業所とうわを3万8,000円増額し998万8,000円、居宅介護支援事業所たちばなを98万9,000円増額し893万7,000円、居宅介護支援事業所おしまを46万8,000円減額し673万9,000円、居宅介護支援事業所やすらぎを13万5,000円減額し428万5,000円、総務部を8,676万9,000円減額し1億2,079万2,000円、合計で499万円減額補正いたしまして42億8,161万8,000円とするものであります。

支出のうち事業費用では、東和病院を209万3,000円増額し15億8,404万9,000円、橘病院を656万6,000円増額し6億3,102万4,000円、大島病院を1,259万6,000円減額し9億9,978万1,000円、やすらぎ苑を1,175万円減額し2億3,145万円、さざなみ苑を67万2,000円増額し2億3,824万2,000円、大島看護専門学校を506万円増額し2億1,828万1,000円、東和病院附属健康管理センターを462万8,000円減額し2,036万1,000円、橘病院附属健康管理センターを43万5,000円増額し1,661万6,000円、大島病院附属健康管理室を500万9,000円増額し2,140万7,000円、訪問看護ステーションたちばなを471万3,000円増額し1,963万7,000円、居宅介護支援事業所とうわを6万2,000円増額し686万9,000円、居宅介護支援事業所たちばなを10万7,000円増額し870万3,000円、居宅介護支援事業所おしまを6万3,000円増額し677万6,000円、居宅介護支援事業所やすらぎを2万3,000円増額し556万9,000円、総務部を1,018万3,000円増額し1億5,428万9,000円、合計で601万2,000円増額補正いたしまして42億545万2,000円とするものであります。

次に、第4条は資本的収入及び支出について補正するもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億755万2,000円を減債積立金4億5,051万4,000円、当年度分損益勘定留保資金2億5,703万8,000円で補てんするものに改めるものであります。

収入のうち資本的収入では、橘病院を190万円増額し1億8,070万円、さざなみ苑を5億480万円減額し0円、大島看護専門学校を130万円増額し130万円、合計で5億160万円減額補正いたしまして171億1,929万円を予定するものであります。

支出のうち資本的支出では、橘病院を189万円増額し2億6,911万1,000円、さざなみ苑を2億4,828万1,000円減額し2億7,958万円、大島看護専門学校を56万2,000円増額し3,326万6,000円、合計で2億4,582万9,000円減額補正いたしまして178億2,684万2,000円とするものであります。

建設改良費につきましては第2条の主要な建設改良事業で御説明申し上げましたとおりであります。

次に、第5条は企業債について補正するもので、橘病院を190万円増額し、さざなみ苑を5億480万円減額し、大島看護専門学校を130万円増額し、合計で5億160万円減額補正いたしまして、起債限度額を4億5,840万円とするものであります。

次に、第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について補正するものであります。

給与費は、東和病院を89万6,000円減額し7億7,240万1,000円、橘病院を541万8,000円減額し2億9,300万6,000円、大島病院を2,522万1,000円減額し5億5,650万2,000円、やすらぎ苑を1,241万5,000円減額し1億4,650万4,000円、さざなみ苑を217万4,000円減額し1億3,938万5,000円、大島看護専門学校を18万円増額し1億2,555万6,000円、東和病院附属健康管理センターを463万円減額し1,103万円、橘病院附属健康管理センターを2万8,000円増額し752万7,000円、大島病院附属健康管理室を500万8,000円増額し1,363万7,000円、訪問看護ステーションたちばなを487万1,000円増額し1,634万3,000円、居宅介護支援事業所とうわを1万2,000円増額し542万9,000円、居宅介護支援事業所たちばなを1万9,000円増額し749万8,000円、居宅介護支援事業所おしまを1万3,000円増額し544万6,000円、居宅介護支援事業所やすらぎを10万2,000円減額し438万1,000円、総務部を123万2,000円増額し8,301万2,000円、合計で3,949万3,000円を減額補正いたしまして21億9,067万円とするものであります。

次に、第7条はたな卸資産購入限度額について補正するものであります。

これは、薬品や診療材料や給食材料等の貯蔵品の購入の限度額を、東和病院を1,582万円増額し3億5,597万6,000円、橘病院を544万5,000円増額し1億2,117万2,000円、大島病院を826万9,000円増額し2億6,257万4,000円、大島看護専門学校を199万2,000円増額し1,456万3,000円、合計で3,152万6,000円増額補正いたしまして7億5,483万1,000円とするものであります。

次に、第8条は継続費について補正するものであります。

これは、第2条の主要な建設改良事業で御説明申し上げましたが、さざなみ苑の30床増床工

事を2カ年工事に変更したことに伴いまして、総額を5億485万1,000円とし、年割額を平成17年度2億5,657万円、平成18年度2億4,828万1,000円とするものであります。

附属資料といたしましては、別つづりの平成17年度周防大島町特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書の最後になりますが平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)予算に関する説明書の45ページから51ページまでに予算実施計画を、52ページから54ページまでに資金計画を、55ページから63ページまでに給与費明細書を、64ページに継続費に関する調書を、65ページから73ページまでに予定貸借対照表を添付してございます。

なお、当年度純利益は73ページの平成17年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり615万2,000円を見込むものでございます。

以上で議案第8号の平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)の補足説明を終わります。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(新山 玄雄君) 暫時休憩をいたしましょう。15分間、3時35分、ね、3時35分まで……(「2時じゃろ」と呼ぶ者あり)失礼しました、2時です。

午後2時18分休憩

午後2時34分再開

議長(新山 玄雄君) 再開をいたします。

議案第8号、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 先ほど、今年度事業の大きな特徴であるさざなみ苑、いわゆる2カ年事業に変えるよということで報告がありました。

それで、ちょっとわかりにくい部分について聞きますが、資本的経費の部分のいわゆる起債部分ですよね、5億円を全額、当初計画しとったが全額取り崩しますよと。それと、建設改良が2億4,000万円ぐらいやったですか、これを、いわゆる減額しますよということがあったんですがね、もうちょっと、何て質問すりゃええんか質問の仕方が難しいという状況ですが、実際的に、だから、いわゆる資金、資金をもうちょっとこう詳しく。今年度事業費分でこんだけで、起債部分がこんだけ翌年度へ回してというふうに説明してもらった方が非常にわかりやすいというのが、1点です。

それと、もう一つは、先ほど、ちょっと見よったら、実際的に前年度と比べて職員数が一般職で7人減額、それで、その部分の給料減額が2,500万円という報告になっております。全体としてですね、で、手当分で3,900万円減ということですが、合併後、実質的にこれは東和

病院以下ずっとやめられておるんですが、どういう原因というふうにとらえておられるのか、やめた原因、自己都合ということになると思うんですがね、実際に働きよい職場をつくりながらやって運営されているというふうに思いますが、実際的にはどういう状況なのか。いわゆる、私は一般職であれ、きつきつのいわゆる状況じゃったというふうに認識しておりますが、その点についてもう少し補足説明が欲しいなというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） お答えいたします。

5億4,000につきましては、当初、起債ということで資金的収入の方へ計上しておりましたが、起債を借りるだけで起債に対する交付税その他が見込めないということになりましたので、高い利率での起債借入れを起こすよりは、自己財源を取り崩して、それでの工事を行う方が適当であろうかということで、借入れを中断いたすということになっております。

それから、工事の方につきましてはの年割りにした理由につきましては、県の方の護岸工事がある部分につきまして、7月、8月とずれ込みましたので、こちらの方のくい打ちができないという、護岸を直してからでないといくい打ちができないということで、くい打ちその他の工期が大幅にずれ込みました。

で、今年度で完成予定までと思っておりましたけれど、そのために3カ月余り、7月末まで延びておりますので、2年計画での割り振りをほぼ3月末には50%程度できるだろうということで、設計の方から聞いておりますので、そのような計上に変えさせていただいております。

もう一点の退職者でございますが、当組合の場合、看護学校の学生たちが毎年五、六名程度、就職していただけます。一応奨学資金も与えているこちらとしても定住していただくように努力はしておりますけれど、この看護師さんたちの年が来ますと、その退職、または、途中で親から呼び戻されて奨学金を返納してでも帰られるという方もいらっしゃるしまして、4月当初に配備した看護婦の配置が3月に向けて減っていくというのが通年の大体予算計上及び動向というふうに御理解いただけたらと思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、補正ですので、そうすると、私たちが一般的に思うのは、看護学校を卒業されて、ある程度若い人が、基本的にはこの大島で看護師として頑張ってもらえれば、いわゆる若い者の定住にもつながるという発想が、看護学校に対するある意味での期待だったわけですね。それが、なかなかとどまってもらえないという現状も現実的にはあるというふうに理解していいのかなのかというのが、1つですね。

それと、先ほど、さざなみ苑に関連してですが、先ほど、神田建設さんの方が落札されたということなんですが、これは、私たち議会でのチェックがほとんどできてないんですが、入札状況等についてはどういう状況だったのか、今資料があれば、ちょっと報告していただきたいなというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 藤田公営企業局総務課長。

公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） それでは、さざなみ苑の入札状況について、御報告申し上げます。

一応指名競争入札ということで、町内業者5社、県内業者5社の計10社で行っております。で、入札を3回まで行いまして入札決定を行っております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 看護婦の卒業の件につきましてですが、看護学校の学生たちがもう二十五、六名から30名、就労していただいております。これにつきましては、ある程度の定着も見ております。そのために、当三病院の組合におきましては、看護基準を4対1の看護から3対1の看護、橘病院に至りましては2.5対1の看護まで、看護レベルというか、正看護師のパーセンテージを上げるという医療法の改正にもついていくことができまして、この地域でそれなりの医療提供ということで、看護学校をつくった当初の目的は、ある程度達していると考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも御無礼な発言になるかもわかりませんが、長い間、いわゆる、大島病院ほか、かつて国保診療施設組合時代に運営した段階で工事発注をした場合が、いわゆる旧町ごとの、いわゆる推薦、そして、もう一つは、病院自身の持つとるいわゆる推薦ということで、指名を選出して実際的にはやって、結果からすれば長い間、こういう言い方は御無礼ですが、結果として、その町に何かをつくる場合、その町で結果的には落札するという長い間の、私、歴史を見たつもりです。

それで、それは、余りある意味ではためにならない、いわゆる公共入札という立場からすればね、余りためにならない結果につながっちゃうんじゃないかなという側面があったんですが、合併後は少なくとも、そういう格好はないというふうに聞いちゃってええのかどうなのか、当然じゃろうというふうに思いますが、確認しておきたいというふうに思います。いわゆる指名基準等についてね、再確認しちょきたいと。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 先ほど、藤田課長の方から報告しましたとおりの指名状

況で、旧来のそういったのは.....普通に入札行えていると、当方解釈しておりますので、そのような御理解でお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 町営の三病院について、収益的収入及び支出明細の欄から、45ページに収入、そして、48ページに支出の方が出ておりますが、年度途中でもありますので、年間を通じてどうこうというのはまだ早いかなと思うんですが、この補正の様子を見る限り、三病院とも収益から費用を単純に差し引きますと、マイナス状態というような数字が載っておりますが、このことについてどのように運営を考えておられるのか、また、今後どのような方針で臨まれるのか、事業として医療というような分野でありますので、大変難しい問題等もあろうかとは思いますが、実際事業をやる上において、できる限りマイナス部分は減らしていくというのが、普通の考え方ではないかと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。 じゃ、資料を配布させます。 答弁お願いします。

公営企業局総務部長（河村 常和君） お答えいたします。

お手元に配布いたしました利益状況ということで、下から2段目一番右に615万2,000円というのが、今回補正した後の利益ということになってございます。

御指摘のありました収支についての赤字は、医業的には収支赤字でございますけど、交付税を入れて、橋病院、大島病院につきましてはそれぞれ、交付税の補てんによりまして黒字ということになってございます。老人保健施設の方につきましては、現状、病床数50床での運営が苦しいというのが現状でございます。看護学校につきましては、看護学生の充実及び寮生の増加ということもありまして、現時点におきましては黒字を計上することができております。

交付税の中でのこういった施設への割り振りをもって今後とも運営をしていき、この地域の医療、介護をやっていけたらというのが、当局の方の考えでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか、木村議員。

議員（19番 木村 潔君） 19番、木村です。病院患者数の件ですけれども、入院患者の場合には、東和病院、橋病院は若干名ふえて、大島病院だけがマイナス7.2%、で、外来に関しても、東和、橋はそれぞれ約4.3%の減に対して、大島だけが7.9%と、利用者の数において少しちょっと、大島病院だけが他の2つの病院と比べて減少が多いと思うんですが、何か特別な理由があるんでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 大島病院におきましては、医師、外科医師が定年となりまして、やすらぎ苑の方の施設長へ変更となっております。それに補います大学当局との交渉に

おきまして、医師の派遣は当分まだ難しいというふうな状況の回答をいただきましたので、こちらの方としては非常勤の外科医を1名採用して、それで、今の患者数をと思っておりましたが、外来患者数の減はこのところによるものと思っております。

残りの患者数、全般的にも外来一日当たりの診療単価というものがございまして、この単価は上がってきております。といいますのは、長期投薬をして患者様が来られる回数を減らしていらっしゃるという現状もございまして、各病院とも外来患者数の減というのは、長期化した薬をもらうことよっての再診回数の減というのが主な理由となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 木村議員。

議員（19番 木村 潔君） 入院患者の方は。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 入院患者の方につきましては、東和病院の方は、入院期間の長期化によりまして、診療単価自体は下がっております。でありますから、患者数の方が635とふえておりますが、一日当たりの収入が1万9,747円から1万9,018円へと減額しておりますので、入院収益的には1,756万4,000円減というふうになってございまして、橘病院の方におきましては、患者数が581入院がふえて、機器の整備もございまして、それらの機器の整備による診療単価の向上ということで、1万9,189円が2万1,022円という診療単価になってございまして、こちらの施設におきましては、3,458万円の増収を見込んでおります。大島病院におきましては、先ほどの医師の減で患者数自体は2,386名と減っておりますが、1人当たりの診療単価的には、1万6,375円から1万7,813円へと上がっておりますので、入院収益を407万9,000円増額で計上させていただいた状況でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第8号平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど、浜戸議員の質疑に対する答弁させますので、村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 先ほどの一般会計の補正予算の中で、浜戸議員さんより質疑の中で、ごみ袋の単価、販売価格、手数料についての御質問、後刻、御報告申し上げますと申し上げましたが、そのことについてお答えしたいと思います。

まず、単価についてでございますが、単価につきましては、ごみ袋の大きが10円90銭、小が、あつ、可燃ですね、可燃、6円70銭、（「燃えるごみ」と呼ぶ者あり）燃えるごみの大につきまは10円90銭、小が6円70銭、プラスチックの大きが9円70銭、小が5円50銭、ネットが60円、麻袋が140円というふうな状況に単価はなっております。それに伴います販売価格ですが、可燃の大きが20円、小が15円、プラスチックの大きが20円、小が15円、ネットが100円、麻袋が200円というふうになっております。で、それぞれ販売の手数料につきましては、販売価格の20%を手数料としてお支払いしておるという状況でございます。

済みません、で、もう一点、簡易水道特別会計で、広田議員さんの方より370万円の詳細についてという御質疑ございましたが、このことに関しましては、もうしばらく調査させていただきまして、議会最終日までには御回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解お願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 議事進行します。

日程第14・議案第9号

議長（新山 玄雄君） 日程第14、議案第9号周防大島町総合計画の基本構想を定めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第9号周防大島町総合計画の基本構想を定めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

議員さんのお手元に基本構想がお配りしてあると思っておりますので、御参考いただきたいと思います。

本議案は、地方自治法第2条第4項の規定に基づきまして、このたび、合併後周防大島町として最初の総合計画の基本構想を定め御提案をいたすものでございます。

第1章の基本概要でございますが、それでは、基本構想の1ページからお開きを願いたいと思っております。1ページから2ページの第1章は、計画の概要でございます。第1章は4つの項目立てとなっております。計画策定の趣旨、計画の名称、計画の構成、計画の期間をそれぞれ記載を

いたしております。

まず、計画策定の趣旨では、自立と責任のもと、町政運営の戦略的基本方針を示すとともに、住民参加に意を用いて、住民・行政協働による新たなまちづくりを進めるための基本指針となるということを記載をいたしております。

また、この計画が、本町のまちづくりの最上位の計画として、今後各分野における個別計画等を策定する際の基本となるものであることが明記されております。

続いて、計画の名称につきましては、周防大島町最初の総合計画にふさわしく、そして、住民の皆さんに親しんでいただけるような呼称をということで、「ひと・まち きらり 周防大島町総合計画」といたしました。

次に、計画の構成でございますが、ここでは、この総合計画が「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」及び「中長期財政計画」の4つにより構成をされております。

次に、2ページの計画の期間でございますが、構想の目標年度を平成27年度といたしております、平成18年度からの10年間を計画期間としております。

第2章の計画策定の背景でございますが、3ページから19ページまでの第2章は、計画策定の背景でございますが、ここでは、総合計画を策定する上での背景といたしまして、周防大島町の現状、時代の潮流、住民意識の動向、そして、これらを踏まえて、周防大島町の主要課題を整理をいたしております。

まず、周防大島町の状況につきましては、3ページから7ページにおきまして、位置、地勢、沿革、人口・世帯数、産業、財政の視点から整理をしております。

次に、8ページから10ページの時代の潮流でございますが、超少子高齢社会の到来、循環型社会への転換、国際理解・国際交流の進展、高度情報通信ネットワーク社会の進展、生活様式の多様化、地方分権の推進の6つの視点から整理しております。

次に、11ページから16ページの住民意識の動向でございますが、平成15年5月15日から6月10日にかけて行いました住民アンケート調査の結果を踏まえまして、住民の皆様のまちづくりに対する意識、要望等を分析した項目でございます。

続いて、17ページから19ページの周防大島町の主要課題につきましては、時代の潮流や住民意識の動向などを踏まえまして、周防大島町における今後のまちづくりの課題を、(1)地方分権にふさわしい自主・自立の行財政運営、(2)地域で自分らしい生活を安心して送れる社会の実現、(3)安全で災害に強いまちづくりの推進、(4)快適な暮らしを支える生活基盤の整備、(5)循環型社会の構築と地球環境の保全、(6)大競争時代を生き抜く活力ある産業の振興の6つの項目に整理をいたしております。

次に、20ページから27ページまでの第3章は、基本構想でございます。ここでは、第2章

で整理をいたしました現状課題等を踏まえまして、計画の名称、本町の目指す将来像、基本目標、新しいまちづくりの主要指標及び土地利用方針を記載をいたしております。

まず、20ページの計画の名称につきましては、「ひと・まち きらり 周防大島町総合計画」といたしました。この理念は年齢や性別にかかわらず、住民一人ひとりが健康で周防大島町に暮らす幸せを実感し、あすへの希望と向上心を持ちながら生き生きと輝き、住民が主役となる協働のまちづくりを推進することを「ひと きらり」、そして、豊かな自然環境と調和した、潤いのある住空間が整備され、そこを舞台に活力と創意に満ちた産業が展開され、国内外に情報を発信しながら、「周防大島町」が光輝き、満足度の高い住民生活が営まれるまちづくりを推進します。

さらに、美しい自然環境と豊かな交流資源を生かしながら、国内外のさまざまな人たちが集いふれあい、人に対するやさしさや地球環境に対するやさしさを体感し、心の豊かさの中からあふれる笑顔が行き交う共創のまちづくりを目指すことを「まち きらり」と表現をいたしております。

21ページの目指す将来像につきましては、新町建設計画との整合性を図るため、「元気 にこにこ 安心で 21世紀にはばたく先進の島」といたしております。

次に、22ページから23ページの基本目標でございますが、さきに御説明いたしました将来像の実現に向けまして、3つの基本目標を掲げております。

まず、第1点目は「元気のあるまちづくり」として、周防大島町の最重要課題である産業振興を掲げております。次に、第2点目は「にこにこのあるまちづくり」として、教育、交流、生活環境を掲げております。第3点目は「安心のまちづくり」として、保健・医療・福祉、防災を掲げております。

次に、24ページ、25ページで、新しいまちづくりの主要指標として、目標年度である平成27年度の人口といたしましては、新町建設計画との整合性を図り、1万7,500人としております。また、交流人口については、100万人以上としているところでございます。

次に、26ページ、27ページの土地利用方針でございますが、本町の一体的な発展を目指した土地利用方針を掲げております。

続きまして、28ページから、第4章の施策の大綱でございますが、ここでは、第3章で掲げた将来像の実現を図るための具体的なまちづくりの目標と、そのための施策の大綱の分野ごとに、3つの項目に整理をいたしております。

まず、第1点目の目標の「元気のあるまちづくり」でございますが、施策の大綱といたしまして、29ページから30ページで、農林業の振興、水産業の振興、商工業の振興、観光の振興、働く場の確保と人材育成の5項目を掲げております。

続いて、目標の第2点目の「にこにこのあるまちづくり」でございますが、施策の大綱といたしまして、31ページから34ページで、生涯学習のまちづくり、義務教育の充実、高等学校教育の充実、高等教育の充実、社会教育の推進、地域文化の創造、スポーツの振興、青少年の健全育成、国際交流の推進、地域間交流の推進、循環型社会の創造、自然環境の保全、道路・交通体制の整備、住宅環境の整備、上下水道の整備、生活衛生環境の整備、情報化の推進、人権が尊重された社会の実現、男女共同参画の推進の19項目を掲げております。

次に、目標の第3点目でございますが、「安心のあるまちづくり」でございます。施策の大綱といたしまして、35ページから37ページで地域保健の推進、地域医療の充実、地域福祉の推進、高齢者福祉の充実、障害者福祉の充実、児童・母子（父子）福祉の充実、社会保障の充実、防災対策の充実、交通安全・防犯対策の推進、消防防災の強化、公共交通対策の推進の11項目を掲げております。

次に、38ページから40ページでございますが、基本構想の最後の章となりますが、第5章まちづくりの重点施策でございます。

ここでは、この計画に掲げる施策、事業を効果的に確実に実施していくために、業財政改革に取り組むことを記載をいたしております。行政評価システムの導入、財政健全化計画の策定、定員適正化の推進、職員の意識改革と人事評価制度の確立、住民の目線に立った協働体制の確立、公共施設適正配置指針の策定、行政機能の充実の7項目を掲げております。

重点項目のまず第1点が、行政評価システムの導入であります。本総合計画における最も大きな特徴として、周防大島町が長期的、戦略的に目指すべき政策目標を「政策評価指標」として、別冊の前期基本計画の中に数値を用いて示しております。

この政策評価指標は、これからの周防大島町がどのような施策を重視していくのか、その目標をどの程度に置くのか、そしてその成果は、どうなっているのかを客観的に明らかにするためのものであります。

また、「行政評価指標値」の推移や達成状況を毎年住民に公表することによりまして、行政の政策運営に関する説明責任を果たすとともに、PLAN 計画、DO 実行、CHECK 確認、ACTION 対策のPDCAマネジメントサイクルの導入によりまして、政策の選択や重点化につなげていくものでございます。

要は、職員一人一人が自分の仕事に目標を掲げ、住民の視点に立って評価を行い、行政が税金を投入して行うべき事務事業であるかを検証し、必要な事業は実施、あるいは、継続し、削減できるものは削減し、廃止すべきものは廃止し、最終的には予算と連動させることによって、真に持続可能周防大島町の行財政システムの確立を目指すものでございます。

第2点目は、財政健全化計画の策定でございます。

従来、総合計画は、どちらかというと、総花的で夢を描くものが多かったわけですが、今回の総合計画の策定につきましては、可能な限り財政の裏づけのある計画であり、真に実施可能な計画にしたいということで、事業の選択、重点化を行っております。

また、三位一体の改革や町税の減少など厳しい財政状況の中で、時代の潮流とそれに伴う新たな課題に迅速かつ柔軟に対応できるしっかりとした財政基盤を確立するため、中長期的に目指すべき財政指標の目標値を設定し、適正な自主財源の確保、事務事業の見直しによる経常経費の削減、公共事業の重点化、プライマリーバランスの黒字を維持するための町債発行の抑制など、歳入に見合った歳出を基軸とする財政健全化計画を策定するものでございます。

次に、3点目の定員適正化の推進であります。

社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化に伴い、今後見込まれる新たな行政需要に対しては、原則として職員の配置転換による対応とするなど、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本として、定員モデルや類似団体別職員数の状況を踏まえた定員適正化計画を策定し、組織・機構の見直しを勘案しながら、職員数の計画的な削減を行い、簡素で効率的な行政の実現を図るものでございます。

4点目は、職員の意識改革と人事評価制度の確立であります。

行政能力の向上や高度な専門知識の習得を目的とする人材育成方針を策定し、職員の資質の向上を図るとともに、職員一人一人が明確な目標を持って職務に取り組むことができるよう目標管理型の人事評価制度を確立し、職員の適切な能力把握とこれを踏まえた人事管理を行い、職員の意識改革と意欲あふれる職場の醸成に取り組むものであります。

第5点目は、住民の目線に立った協働体制の確立であります。

住民の多様な意見を町政に反映させるとともに、政策形成過程への住民の参画と透明性の向上を図るため、パブリックコメント制度を推進するなど、地方分権時代にふさわしい、住民の目線に立った住民と行政の協働を推進するための仕組みや体制づくりを進めるものでございます。

第6点目は、公共施設適正配置指針の策定であります。

公共施設の統合整備については、町域全体のバランスを考慮し、また、少子高齢化の進展や公共施設を利用する住民の利便性にも配慮しながら検討する必要があります。

このため、総合計画や各種計画との整合性を図るとともに、有識者や町民の意見も反映しながら、公共施設の有効活用、統合、廃止、転用、新設等に関する公共施設適正配置指針を策定するものであります。

また、その管理についても、指定管理者制度を積極的に推進することといたしております。

7点目は、行政機能の充実であります。

4町が合併して生まれた本町では、現在、分庁と4総合支所による周防大島方式で事務を執行

し、住民サービスを提供いたしております。

これは、合併による住民サービスの混乱を避け、事務事業を停滞させないよう、暫定的な組織としたものであります。

しかしながら、合併のメリットである効率的でスリムな組織とするため、住民サービスの維持向上が図られる組織・機構を目指して、分庁と総合支所機能の見直しを行い、総合支所機能を維持しながら本庁方式への移行を目指すものでございます。

以上が、基本構想についての説明でございます。

また、別冊で参考資料といたしまして、「前期基本計画」を添付いたしておりますが、この前期基本計画につきましては、基本構想の1ページ及び2ページに記載しておりますとおり、基本構想に掲げる将来像の実現に向け、根幹的事業を明示するものとして、基本構想の計画期間10年のうち、前期5年における施策の方向や具体的な施策を総合的、体系的に示すものでございます。あわせて御参照いただきたいと思います。

なお、総合計画の策定は、コンサルに委託することなく、助役を長とした収入役、教育長、公営企業管理者、議会事務局長、各部長、総合支所長、教育次長で構成する庁内組織であります総合計画策定委員会及び各部局の課長、班長で組織する策定プロジェクトチームにより、自前で素案を策定したものでございます。

策定に当たりましては、合併時の住民アンケート調査を参考にするとともに、素案がまとまった8月において、各議員さんにお示しをいたしました基本構想案と基本計画案により、8月15日から9月15日までの1カ月にかけて行いました住民からの提言募集、さらには、各種団体長等のインタビューや県との協議を踏まえて作成をいたしましたものでございます。

そして、公募委員や有識者等で構成をいたしました総合計画策定審議会に諮問し、御審議をいただき、御意見等を踏まえまして調整を行い、審議会から、おおむね適切であると認めるとの答申をいただいたものでございます。御議決をいただきました後には、住民の皆様さらに御理解を深めていただけるよう、町広報はもとよりインターネットホームページなどを活用し、広くその概要をお知らせをしてみたいと考えております。

以上で、議案第9号の周防大島町総合計画の基本構想を定めることについての説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） これは、質疑は次回にしますから、きょうじゃないですよ。（発言する者あり）暫時休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時19分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

ただいま説明が終わりましたので、本案件についての質疑等は次の本会議、最終日において審議をいたしますので、よろしく願いをいたします。

議事進行します。

#### 日程第15・議案第10号

議長（新山 玄雄君） 日程第15、議案第10号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第10号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更に当たりまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項に基づく本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、地域水産物供給基盤整備事業の一部を地域再生計画に基づく港整備交付金へ事業変更したことに伴う事業名称変更2件及び追加事業1件並びに単県農山漁村整備事業における事業1件を追加するものでございます。

なお、御承知のとおり、港整備交付金に係る事業につきましては、既に補正予算の御議決をいただいた事案であり、今後においても予算議決を伴う事業名称の変更につきましては、その都度、議案として提出させていただくことといたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案第10号について質疑を行います。

港整備交付金、日良居漁港整備事業浮島栈橋ということで、今助役の方から、既に予算については議決ということが、あえてまた報告がありました。いいのですが、私は、大島町過疎自立促進計画変更事項及び追加についても、いわゆる先に予算を議決するというのは、今まで異常だという立場をとっておりました。

いいのですが、さきの議論を聞いておってもわかるように、既にもうあるかのような言い方です。前回の答弁がですね。実際的に、私はいかがなものかという立場なんです。きちっとやっばりね、予算の前にきちんとしてやるべきだと、追加ちゅうが、基本的には追加ちゅうても、改めて追加で初めて出すという意味じゃる、ちょっとその辺含めてね、執行部の見解を聞いたとき

たいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ただいまの広田議員さんの御指摘でございますが、先般のその補正予算のときも、この御質疑がございました。それで、非常に調整が行き届いてなかったということではお断りをしなければならないと思いますが、旧町ごとのその過疎計画の変更の取り扱いということにつきまして、旧町ごとのスタイルが若干違っておりました。

例えば、その過疎債を伴わない……要するに、過疎債を伴わない計画については、その都度やっておるところやっていないと、例えば、年度末にまとめてその過疎計画を変更するというような町もございましたし、当然、その過疎債を伴う補正予算が出るところについては、当然それは過疎計画の変更をやっておったと思いますが、そういうことで、旧町での取り扱いに若干差異があったということございまして、今回から、先ほど申し上げましたように、こういう名称変更だけとか、過疎債の起債を使う中の過疎債ではなくても、事前に補正予算と同時に過疎計画の変更も同時に行うということ先ほど申し上げましたので、今までの件につきましては、若干ちょっとそういうことで、旧町ごとの取り扱いが違っておったということから、先般のというようなことになったと思いますが、これからは統一してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今後について、ちょっと聞き取りにくかったんですが、例えば、きょう出されちよるような和田漁港、単県等についても、きょう出されておりますが、実際的には、さきの日良居漁港整備事業については、これは、過疎計画、いわゆる過疎債適用じゃないから、いや、あのときには出さなかったと、年度末に出そう思うちょっとということなんよね。

ほじゃが、質疑の中で明らかにしたのは、ほじゃ、実際的にね、やっぱりきちっと私は出すべきじゃという立場から、どこにやるのかという質疑をやりました。ほじゃ、どこにあったのかと、それで、そこに載っておるといふ見解を述べられました。実際的にそこに網羅されちよると、じゃ、こっち側、いや、載ってないよと、具体的には、項目等については載ってないよということで意見の違いがありました。

やっぱり、私は対議会の関係であればね、少なくとも、過疎債を使おうが使うまいが、事業途中でのいわゆる変更の場合、変更の場合、少なくとも、この予算と同時、もしくは先に、やっぱりきちっと計上すべきだと、それでないと、今から先、例えば、いつ間に変わったんやちゅうんがいろいろ出てくると。今、私たちが全体として見とるのは、過疎計画の変更がどう起こるのか、そして、その変更の内容が予算上どう変わってくるのかという指標で見るわけですよ。そこはやっぱり議員の立場ちゅうものをきちっと理解していただきたいというのが、私の前回、今回の



基本的考え方なんですよ。

やっぱり各町がまちまちだったからという言い方では、私は済まんちゅうあれがあるんですよ。やっぱりきちっとね、その都度、対議会に対しては変更を示すというのが大原則ということで理解してよいのかどうなのか、前はやっぱり質疑の食い違いがあったし、あえてその程度にとどめておきますが、実際的には見方の違いがあったりしたということは、やっぱりきちっとね、執行部側も踏まえていただきたいというふうに思うんですよ。一応答弁求めておきます。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議員さんの御指摘のとおり、これからは、過疎債の変更と予算の補正は同時に行いたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 2番目の東和北地区地域水産物供給基盤整備事業について御質問しますが、先日、テレビのニュースで、県が事業の見直しをやるという、委員会をつくって、その中で答申があって、周防大島町も事業の見直しが入ってましたが、これはこのことなんですよ。（発言する者あり）違う、違う、あっ、それならいいです。わかりました。はい。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第10号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16．議案第11号

#### 日程第17．議案第12号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、議案第11号あらたに生じた土地の確認についてから日程第17、議案第12号字の区域の変更までの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第11号、議案第12号の補足説明を申し上げます。

あらたに生じた土地の確認についてのまず説明でございますが、本案は、山口県が道路改良事業によりまして、周防大島町大字西安下庄地先に埋め立てられました土地で、平成17年7月20日付、指令第平成17年港湾第272号によりまして、公有水面埋立法の規定に基づきまして竣功認可されたものでございます。このたび、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づきまして、町議会の議決を求めるものでございます。

また、次に、議案第12号の字の区域の変更でございますが、議案第11号で説明しました土地の字の区域の編入につきまして、同じく、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第11号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第12号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議案第11号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第11号あらたに生じた土地の確認について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第12号字の区域の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第18、議案第13号

議長（新山 玄雄君） 日程第18、議案第13号周防大島町旧焼却施設解体工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第13号周防大島町旧焼却施設解体工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本工事は、平成17、18年度によりまして、棕野地区あります旧焼却施設の解体撤去をしようとするものでございます。

旧施設は、竣工後既に32年を経過しておりまして老朽化が激しく、特に、煙突については、台風、地震により倒壊する危険性があります。焼却施設の解体は、一般の工場やビルの解体と異なりまして、厚生労働省のダイオキシン類暴露防止対策要綱をもとに作成しました計画書により、焼却炉、煙突、機器類等に堆積、付着している焼却灰などの汚染物除去と処理を行った後に解体撤去の作業を行います。

また、旧施設の立地場所は、敷地面積が狭く急勾配なため、高度な作業技術に加え、周辺環境に影響を与えないよう適切な配慮も必要でございます。

以上のことから、本工事的特殊性と難易度を考慮いたしまして、入札方式を指名競争とし、去る11月25日、実績と信頼性等の要件を満たした業者によりまして入札を行いました結果、栗田工業株式会社広島支店が、5,160万円で落札をいたしました。よって、同社と落札額に消費税を加えました5,418万円で、旧焼却施設解体工事請負契約の締結をしようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） これ、どうも辞退がされたところが多いわけですが、結局、じゃ、2社で入札をやったということですか。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） 担当課が環境施設課でございますが、これは、環境衛生施設組合、合併前の環境衛生施設組合当時に、10業者から見積書の提出をいただいて、その中から適正な価格を参考にして設計書を作成しております。その設計額を参考に予定価格を公表いたしまして、その結果をもとに、各業者9業者を指名しておりますが、その方が見積もりを行い、その結果、その入札に応じるかどうか、各社で判断したものと思われまます。その結果が2社と、入札

に参加する人が2社ということになりました。入札心得というものが要綱にございまして、2社であれば入札を執行するということになっておりますので、その2社で入札を執行したということとであります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） ちょっと、同じような質問なんですけどね、この辞退というのは、当日辞退ですか、前もってですか。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） お答えいたします。

指名をしてから入札の当日まで、一応受け付けております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 特殊事業と言うたらそれまでなんです。いわゆるダイオキシン類等をね、いわゆる法律に基づいて処理しなければならないということとわかるんだが、実際にこれだけの金額の中で、実際これだけの大手、準大手がね、いわゆる撤退するということがね、基本的にはあんまり聞いたことがない。

というのが、私もいろいろあれですが、見たことがない、準大手がかなりおりますし、大手もおります。その中で、理由等はないというふうには思うちょるが、通常、辞退理由等はね、指名審査会の方へ出されるちゅうことはないんじやろ。辞退理由とかいうのはないんじやろ。辞退理由というのはいないんでしょ。

ちょっと、実際奇異に感じるし、いわゆる結果ということで、もう1個、ちょっと聞いちょきたいのは、例えば、それを解体し処理する能力が、いわゆる、ここになかったのかどうなのか、その辺はどうなんですか。あるんでしょ。実際的に能力はあるけえこそ指名したんでしょ。それが、実際的に、これだけの、私らも、ちょっとようわからんです。実際的に。2社あったら入札するんだちゅうて言われますが、実際的には、もう一回ちゅうのはおかしいかもわからですが、やっぱりやり切るといふ手が打てんかったんかなというふう思うんですが、通常、この処理費、処理費等についてはどういう計算で、全体計算があるでしょ、例えば、老朽化した煙突部分、それで、いわゆる箱部分それをもう一切合財こう、いわゆる解体費用として計算して、それで予定価格をつくったわけよね。ちょっと、もうちょっと詳しく。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） お答えいたします。

その理由書は別に、特に、入札の辞退の理由は必要ありません。ただ、その業者さんが、理由に上げてくるのは、この金額では私のところではやれないということで、丁重にお断りをいただきました。（「ちょっと、ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

それで、どのような設計書を私どもが受け取ったかと言いますと、その9社の業者さんがおられます。10社の業者さんがおられたわけですが、その一番最低の見積もりの価格をもって、10社の業者さんがおられまして、その最低の見積書をその予定価格に設定をしております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、予定価格をとられたということではありますが、その予定価格自体が非常に高い水準だから、早う言うたら、入札そのものに参加しないということで、丁寧に伝えられたということではありますが、契約監理課の方にはね、じゃ、実際的にはその予定価格よりも、これちょっと65.7ぐらいで実際的には落札しちよるよね。ということは、早う言うたら、それだけの業者がおって、今いみじくも、へりの方から声があったが、ある業者が低う出るぞと、ばかばかしゅうて、早う言うたら参加してもしようがないじゃないかというような声がね、出たら、それ、おかしいわけよ。

で、私さっき、問い方が、答弁の仕方が、何を基準にちゅうところが、声が出たというところは、非常に聞こえにくかったんでね、ほんとに、実際的に予定価格を精査する中で、予定価格がね、いわゆる、いろんな10社ぐらいから見積もりとったと、そういう中で、10社の見積もりをとって、それから2割かなんか知らんが予定価格をつくったと、それで、そういう予定価格じゃったら、早う言うたら、業者さんが、指名に入ろうか思うた業者さんも、それほど高い予定価格じゃ、いわゆる、合いませんよということが一つあって辞退が起こったというのが、客観的な一つですいね。

それと、そこんところ.....下、下、下、ほじゃけえ、下ということで、ほじゃけえ、実際的には、結果から見たら、もう一方の結果は、逆に、その予定価格よりも大幅な65%という水準で実際は落としたという、低い、低い、あれで落としたということ、2つの要素が組み合わさってこの結果に出ちよるから、これを見るのに非常にわかりにくいということになるわけなんです。じゃけえ、もっとちょっと説明をね、ちょっとしていただきたいなということなんです。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後3時41分休憩

.....  
午後3時46分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

議案第13号、質疑ございませんか。木村議員。

議員（19番 木村 潔君） 質疑というよりは心配ごとでお尋ねするんですが、逆に、価格が安過ぎるということで、契約はまだこれからだと思っんで御留意いただきたいのは、実際にこの落札した栗田工業が工事の過程で、思ったより高かつきそうだから随契がなんかでまた高くな

ると、そういう心配はないのでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 本契約議案の落札された栗田工業さんですが、ちなみに、この業者さんにつきましては、昭和24年創業で、資本金は約130億円です。で、国内のみならず、海外にも事業所を展開しておる水処理のプラントメーカーということですが、で、過去15、16年度、この2カ年に同種の解体工事を国内で6カ所施工されております。で、大きいものは、横浜市の500トン級を3基を解体したりとか、愛媛県の方の実績もあります。この2年間で、要するに、その6、こういった施設の解体作業、施工実績がある業者でございます。心配については、一切執行部としては抱いておりません。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 辞退された業者が7業者、7業者ですね、この時点で指名競争の業者を再度募集するというような考え方があったのか、なかったのか、この点を聞きたいと思います。

それと、この予定価格と実際の入札価格との差がこんだけずれておるということは、今後、このような解体工事があれば、当然この大林組を初めとした辞退の会社は、今後も辞退することが想定されますよね。そういった中で、栗田工業、田熊プラント以外の入札に指名される業者を今後検討されるのかどうか、この点をお聞きしておきます。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） お答えいたします。

2社になったからといって、追加をするという考えはございませんでした。2社で入札を執行するという考え方でまいりました。

それと、今後の話ですが、別に、その7業者を指名をしないということではありません。ただ、工種等によりまして、そのまた解体工事、得手、不得手があると思いますので、それを、そこらを研究しながら、また指名業者、あるいは、見積もり業者を選定していきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第13号周防大島町旧焼却施設解体工事の請負契約の締結について、原案のとおり決する

ことに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 . 議案第 14 号

日程第 20 . 議案第 15 号

日程第 21 . 議案第 16 号

日程第 22 . 議案第 17 号

日程第 23 . 議案第 18 号

日程第 24 . 議案第 19 号

日程第 25 . 議案第 20 号

日程第 26 . 議案第 21 号

日程第 27 . 議案第 22 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 19、議案第 14 号柳井地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてから、日程第 27、議案第 22 号山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分についてまでの 9 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） それでは、議案第 14 号から議案第 22 号までの補足説明を一括して行いたいと思います。

議案第 14 号は、柳井地域広域水道企業団に加入しております由宇町を平成 18 年 3 月 19 日に脱退させまして、平成 18 年 3 月 20 日から、岩国市、由宇町、玖珂町、周東町、美川町、本郷村、美和町及び錦町を廃して、その区域をもって新たに岩国市を設置するというに伴いまして、同企業団規約の一部を変更することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 15 号でございますが、山口県自治会館管理組合及び議案第 16 号の山口県市町村災害基金組合は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の 3 の規定によりまして、平成 17 年 10 月 1 日以降、従前の例によりまして事務を行っておりましたが、当該機関の組合を組織する地方公共団体の合併による数の減少について、地方自治法第 286 条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 17 号及び議案第 18 号は、平成 18 年 2 月 28 日、山口県東部地方税整理組合の解散をすることに伴いまして、山口県東部地方税整理組合が 1 つと、もう一つは、平成 18 年 3 月 20 日、岩国市、由宇町、玖珂町、周東町、美川町、本郷村、美和町及び錦町の合併に伴いまし

て、由宇町、玖珂町、周東町、美川町、本郷村、美和町、錦町及び玖北環境衛生施設組合が、山口県市町村公平委員会及び山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合からそれぞれ脱退するため、同組合等規約の一部を変更することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第19号は、平成18年2月28日、山口県東部地方税整理組合の開催に伴いまして、山口県東部地方税整理組合が、平成18年3月20日に、岩国市、由宇町、玖珂町、周東町、美川町、本郷村、美和町及び錦町の合併に伴い、由宇町、玖珂町、周東町、美川町、本郷村、美和町、錦町及び玖北環境衛生施設組合が、同月31日、田布施・平生水道企業団からの申し出により、田布施・平生水道企業団が、山口県市町村職員退職手当組合から脱退するため、同組合規約の一部を変更するものであります。

議案第20号は、由宇町、玖珂町、周東町、美川町、本郷村、美和町、錦町、山口県東部地方税整理組合、田布施・平生水道企業団及び玖北環境衛生施設組合が、山口県市町村退職手当組合から脱退することに伴う財産処分を地方自治法第289条の規定によりまして、関係地方公共団体と協議の上定めることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

財産処分の内容につきましては、当該町村及び組合が納付した負担金の額に、準備積立金からの繰入金の額を加算した額と、当該町村及び組合の職員に支給した退職手当の額との差額と、当該町村及び組合が山口県市町村職員退職手当組合を脱退したときの準備積立金現在額を財産処分するものでございます。

議案第21号は、平成18年3月20日、岩国市、由宇町、玖珂町、周東町、美川町、本郷村、美和町及び錦町の合併に伴い、由宇町、玖珂町、周東町、美川町、本郷村、美和町及び錦町が、山口県市町村消防団員補償等組合から脱退するため議会の議決をお願いするものでございます。

議案第22号は、由宇町、玖珂町、周東町、美川町、本郷村、美和町及び錦町が、山口県市町村消防団補償等組合から脱退することに伴う財産処分を地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議の上定めることについて、議会の議決をお願いするものであります。

財産処分の内容につきましては、当該町が納付した山口県市町村消防団補償等組合を脱退するまでに納付した賞じゅつ金負担金額を処分するものでございます。

以上、補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第14号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

16号、質疑ありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） これは、だんだん合併によって市町村の数が減ってくるから、こういうことになってくるわけですが、いずれ、やっぱりもう運営が無理になってくるんじゃないかというふうに思うわけですが、で、ここで、ちょっとお聞きしたかったのは、これは、長門市を含め市があり町が書いてありますが、ここに書いてない市については入ってないわけですよね。（発言する者あり）いや、17号です。例えば、周南市とか下関市というのは入ってないわけですよ。

議長（新山 玄雄君） 16号まででしたが.....

議員（6番 浜戸 信充君） いや、17じゃなかった。

議長（新山 玄雄君） それじゃ、16号済ませて、17号質疑はありますか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ここに書いてあるように、長門市から柳井市、美祢市と書いてありますが、ここに書いてない市、例えば、周南市、それから、防府市、下関市とかいうところは、その公平委員会入ってないわけですよ。だから、もう今後、そういうもう県内の市を含めたそういう委員会をつくっていかんと、運営が難しいんじゃないかと思う。その辺の考え方としてはどうなんですか。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 御指摘の今例えば、周南市という例がございました、あるいは、下関市とか大きな市がございました。これなんかにつきましては、独自にこの公平委員会を設置しております。

したがって、独自に運営しているということで、町村等が少なくなってどうのこうのというのは、逆に向こうが、合併してもとかいうような協議にならないと、一緒にどうこうというわけにはいきませんし、この公平委員会そのものも県の組織でございますので、県の方の考え方どういうふうになっているかということで、今後の動向は変わってくると思います。

議長（新山 玄雄君） それでは、議案第18号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

議案第19号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

議案第20号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

議案第 2 1 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

議案第 2 2 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議案第 1 4 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第 1 4 号柳井地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 5 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第 1 5 号市町村の廃置分合に伴う山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 6 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第 1 6 号市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第17号山口県市町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第18号山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第19号山口県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第20号山口県市町村職員退職手当組合の財産処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第21号山口県市町村消防団員補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第22号山口県市町村消防団員補償等組合の財産処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、12月19日月曜日、午前9時30分から開きます。

事務局長（山内 章弘君） 御起立願います。一同、礼。

議長（新山 玄雄君） どうもお疲れでした。

午後4時02分散会